

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 7 月31日
【計算期間】	第 5 期(自 平成20年 2 月 1 日 至 平成21年 1 月31日)
【ファンド名】	フェイム—アイザワ アジア中小型株ファンド (Pheim - Aizawa Asia Fund)
【発行者名】	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 リー・ワイ・リム (Lee Wai Lim)
【本店の所在の場所】	英領西インド諸島、ケイマン諸島KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付 (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹 野 康 造 水 谷 共 宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- (注 1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年 5 月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル＝96.48円）によります。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによります。
- (注 2) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。
- (注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (注 4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは 2 月 1 日に始まり翌年 1 月31日に終わる 1 年を指します。ただし、第 1 会計年度は、平成16年 2 月 4 日に始まり平成17年 1 月31日に終了する期間を指します。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、合理的なレベルのリスクで株式および株式関連証券、債券、現金ならびに現金等価物を取得することにより収益および長期的な資本の値上りを得ることにあります。

ファンドは、主に、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、中国、香港、台湾、韓国を含む極東地域において事業を設立するまたは遂行する中小企業が発行する上場株式、債券、ワラントおよびその他の証券並びにかかる証券のデリバティブ（オプション、先渡し予約および先物を含みます。）に投資を行います。それらに限られません。但し、本ファンドはその純資産総額の25%まで、インド、オーストラリア、ニュージーランドを含むその他の地域において事業を遂行する会社の証券に投資することができます。この目的のため、中小企業は、その時価総額が2億5,000万米ドル以下の会社と定義されます。ファンドの投資活動を行う前、および投資対象の処分の後に、ファンドの現金資産は格付けの高い短期商品に投資されるか、もしくは十分な基盤を持つ金融機関に預金されます。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。

b. ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設立されました。

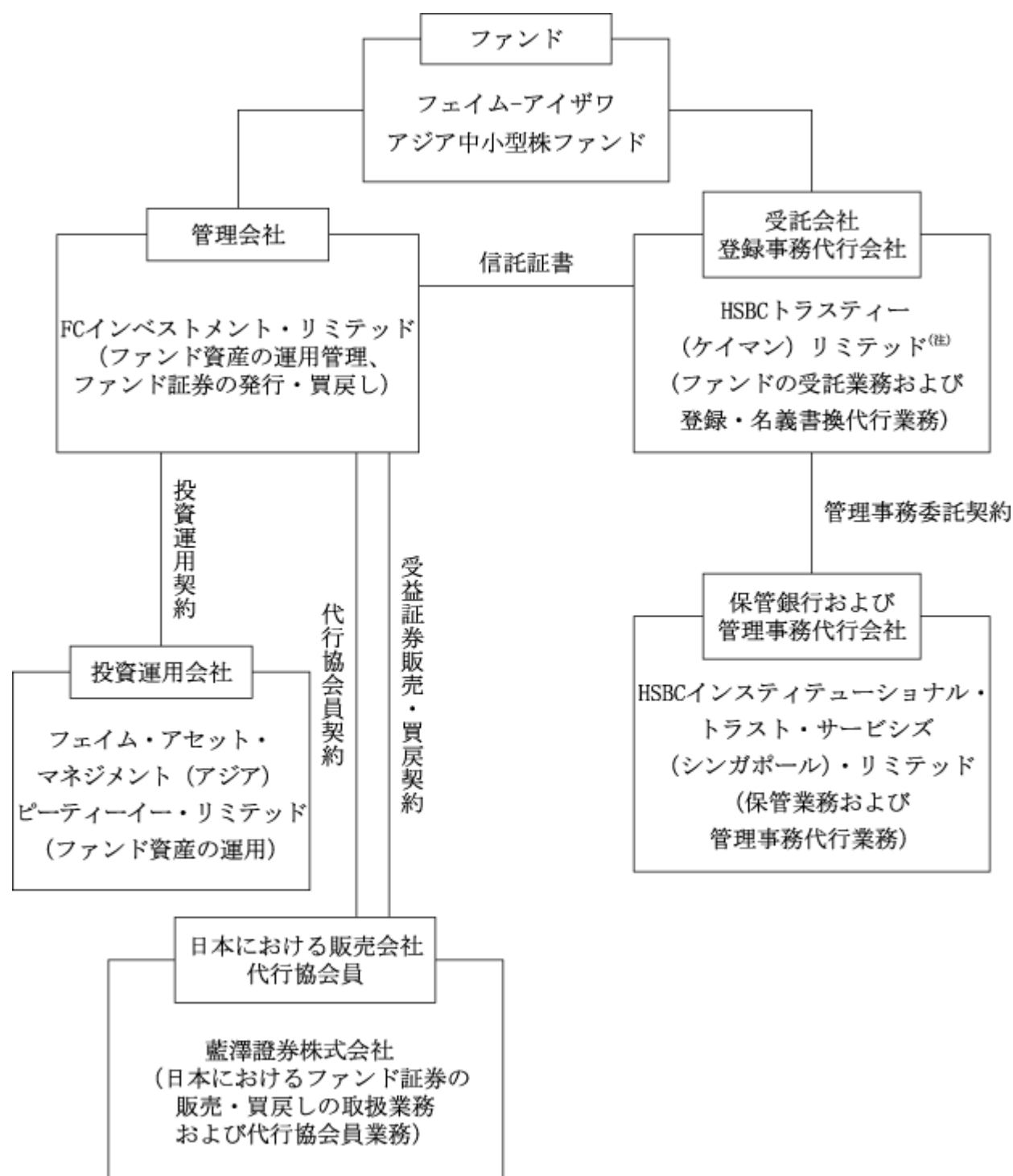
受託会社および受託会社から任命されたいかなる者（管理会社も含みます。）も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。

受益証券は、受益者の選択により、各取引日において買戻価格にて買戻しできます。かかる買戻権を行使することを希望する受益者は、当該取引日に関連する取引締切時間より以前に、（管理会社が受託会社の承諾を得た上で随時決定する書式で、）管理会社またはその授權を受けた者に対して買戻通知を送付しなければなりません。一度提出された買戻通知は、取り消すことができません。

1口当たりの買戻価格は、受託会社によって買戻請求が受領された直後に計算される純資産価格です。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 受託会社および登録事務代行会社は、2008年10月30日付で、HSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドからHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドへ変更されました。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)	管理会社	2003年12月24日付で信託証書をHSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドと締結。HSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドおよびHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドとの2008年10月23日付退任・任命証書により、ファンドの受託会社は、HSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドからHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドへ変更されました。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
フェイム・アセット・マネジメント（アジア） ピーティーイー・リミテッド (Pheim Asset Management (Asia) Pte Ltd.)	投資運用会社	2003年12月24日付で投資運用契約を管理会社と締結。ファンド資産の運用および管理について規定しています。
HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	受託会社 登録事務代行会社	2008年10月23日付で退任・任命証書を管理会社と締結。退任・任命証書に基づき、ファンドの受託会社は、HSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドからHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドへ変更されました。信託証書は、ファンドの受益証券の登録事務について規定しています。
HSBCインスティテューショナル・トラスト・ サービス（シンガポール）・リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Ltd.)	保管銀行 管理事務代行会社	管理事務委託契約（2007年8月22日付）（ファンド資産の保管業務およびファンドの純資産総額の計算書、管理事務を行うことを規定します）を締結。
藍澤證券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2003年12月24日付で管理会社との間で代行協会員契約を締結。代行協会員業務を提供します。2003年12月24日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約を締結。受益証券の販売・買戻業務を提供します。

管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)		
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法（2007年改訂）（以下「会社法」といいます。）に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3. 資本金の額	管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4. 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5. 大株主の状況	株式会社ファンドクリエーション	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37階	1,000株 (100%)

2 【投資方針】

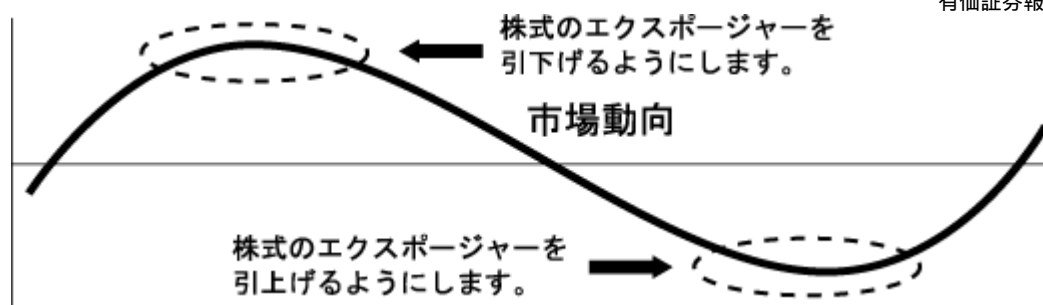
(1) 【投資方針】

投資目的および投資方針

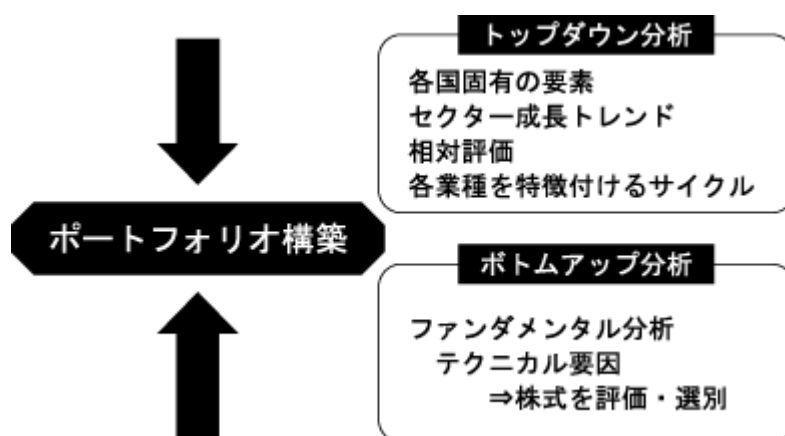
ファンドの投資目的は、合理的なレベルのリスクで株式および株式関連証券、債券、現金ならびに現金等価物を取得することにより収益および長期的な資本の値上りを得ることにあります。

ファンドの投資運用会社は、投資に際し主にバリュー・アプローチを採用するものとします。ファンドの投資運用会社は、株価が何れ真正な価値をより正確に反映するまで上昇することを予想して、潜在価値に比して割安な証券を見出すことを目指します。一般に、ファンドの投資運用会社は、経営に重点を置き、高い収益率および収益成長性、低い負債資本比率を享受し、低い株価収益率（PER）および株価純資産倍率（PBR）で取引される会社を特定します。時には、本ファンドは投資運用会社の裁量により、市場および景気のサイクルを活用して成長株に更に重点を置いてバリューおよびグロースの戦略を組み合わせることで適用することがあります。また、ファンドの投資運用会社は、時として、フルインベストメントとならないような、投資運用会社が市場の傾向の変化に対応して資産配分を調整する機動的な資産配分法を採用することがあります。ファンドは、その投資運用会社が、資産を保全するため、市場がピーク時に近いと判断する場合、株式に対するエクスポージャーを引下げます。逆に、ファンドは、その投資運用会社が、市場が底値に近いと判断する場合、株式に対するエクスポージャーを上げます。

ファンドは、トップダウン分析およびボトムアップ分析を組み合わせることで運用されます。トップダウン分析では、各国固有の要素やセクター成長トレンド、相対評価、各業種を特徴付けるサイクルに重点を置くことにより、世界および国に基いたマクロ経済、政治情勢、見通しの検討を行います。かかるマクロ分析により、ファンドのために適切な国別およびセクター別のウェイトについての戦略が構成され、その後、銘柄選択が行われます。銘柄選択は、慎重に選定した定量要素ならびに定性要素を基に、投資可能な株式のスクリーニングのプロセスを経て実施されます。選択の基準は、会社の収益構造、株価収益、株価純資産等の財務比率、キャッシュ・フロー、経営の質および企業の透明性を含みます。ボトム・アップ分析では、ファンドは、株価の実績を含むテクニカルな要素を考慮したファンダメンタル分析の適用を行う株式の評価および選別の方法により、ポートフォリオを構築します。



上図は、当ファンドにおける機動的な資産配分法をわかりやすく説明するために図示したものであり、実際の運用における資産配分を示唆したり保証するものではありません。実際の運用においては、上図のような運用が行われないことがあります。



(2) 【投資対象】

ファンドは、主に、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、中国、香港、台湾、韓国を含む極東地域において事業を設立するまたは遂行する中小企業が発行する上場株式、債券、ワラントおよびその他の証券並びにかかる証券のデリバティブ（オプション、先渡し予約および先物を含みます。）に投資を行います。それらに限られません。但し、本ファンドはその純資産総額の25%まで、インド、オーストラリア、ニュージーランドを含むその他の地域において事業を遂行する会社の証券に投資することができます。この目的のため、中小企業は、その時価総額が2億5,000万米ドル以下の会社と定義されます。ファンドの投資活動を行う前、および投資対象の処分の後に、ファンドの現金資産は格付けの高い短期商品に投資されるか、もしくは十分な基盤を持つ金融機関に預金されます。

(3) 【運用体制】

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。

() 投資運用方針の決定プロセス

投資運用会社の投資委員会は、投資戦略の立案および検討、ポートフォリオ実績の検討、株式推奨の検討および主要な投資の承認について重要な役割を果たします。投資委員会は、必要に応じて少なくとも月に1回開かれます。投資委員会には、投資運用会社の主任ストラテジストである最高責任者が議長となり、また、チーフ・インベストメント・オフィサー、ファンド・マネージャー、投資執行者および業務、コンプライアンスおよび事業拡大に関わる職員が出席します。

投資運用会社の超過収益を生み出すための構想は、下記のような様々な情報源に基づいています。

- ・ 投資家向け説明会・カンファレンス
- ・ 現地視察
- ・ 業界関係者、ブローカー、アナリストとの議論
- ・ 業界団体、ブローカーによるリサーチ
- ・ 社内のウォッチリストのスクリーニング
- ・ ニュース記事によるビジネス動向・サイクルの分析
- ・ IPOおよび私募
- ・ 流動性の分析

これらの構想は、投資委員会メンバーによるセカンドオピニオンの提供や、対象国間および／または対象セクター間の比較ができるよう、投資委員会にて議論されます。

その国を担当するマネージャーが、その会社あるいはそのセクターに投資することを妥当だと判断した場合、その株式および／またはその同業者の特色が、下記の点で投資運用会社の厳格な投資基準を満たすか審査されます。

- ・ 堅調な企業成長／見通し
- ・ 収益成長
- ・ 長い業界経験と良質な経営管理
- ・ 低い借入比率
- ・ 高い配当利回り

投資運用会社は、株価が反発してきた銘柄、もしくは評価されてこなかった銘柄をより好みます。

投資決定の過程で、株式がサブ・ファンドに組み込まれる前に、当該株式の異なる勘定とのコンプライアンス上のチェックも行われます。

売却検討も同様の手続を経て行われます。

() 任務と権限

投資運用会社は、適用法規ならびにファンドの投資方針および投資制限を確実に遵守するようにリスク管理とコンプライアンスの手続きを設けています。この手続きには、対ベンチマーク比でのポートフォリオの運用成績、ポートフォリオのリスク指標、ならびに適用される投資限度および投資制限の遵守を継続的に監視することが含まれます。

投資プロセスをシステム化するため、各ファンド・マネージャー／投資執行者には1日当たり総額300万米ドル、もしくは各勘定の各ポートフォリオの3%のいずれか低い方を限度としたトレーディング上限およびカウンターパーティー上限（本会社の現行の投資基準および投資方針を条件とします。）が設定されています。上記の取引限度を超えて行われた取引は、チーフ・エグゼクティブ（またはチーフ・エグゼクティブの不在の場合はコンプライアンス部門）による追加的な審査と承認の対象となります。

() 会合もしくは委員会またはその他の内部組織

投資委員会（IC）は、チーフ・ストラテジスト1名、チーフ・インベストメント・オフィサー1名、ファンド・マネージャー3名、投資執行者3名を含む委員から構成され、リサーチおよび意思決定の機能を担います。投資委員会の会合は必要に応じて少なくとも月1回召集されます。

投資委員会の各ファンド・マネージャー／投資執行者は2～3つの市場を割り当てられます。各委員は、担当する市場の動向を監視し、リサーチを行い、投資運用会社の内部投資基準を満たす適切な株式を見出し、推奨すると共に、ポートフォリオ内の株式の値動きを監視します。チーフ・ストラテジストは、チームに対して全般的な指針を示し、投資委員会において司会を務めます。会合において、各委員は、各委員が担当する国における関係する経済動向、業界動向および企業動向を他の委員に説明します。各委員は、買い推奨銘柄および売り推奨銘柄をリストアップし、推奨理由とリサーチを付して提示します。

(4) 【分配方針】

管理会社は、その単独の裁量により、収益または投資対象の売却にかかる実現純売買益の分配を行うことができます。管理会社は、現在、受益証券に関して分配金の支払を予定していません。従って、ファンドに関する収益（もしあれば）および純売買益（もしあれば）は、積み立てられ、受益証券の各純資産価格に反映されます。

(5) 【投資制限】

ファンドは、以下の主要な制限に従います。

- (1) ファンドは空売りを行いません。
- (2) ファンドの純資産総額の5%を超えて、取引所で未上場であるかまたは直ちに換金することのできない投資対象に投資することはできないものとします。
- (3) 純資産総額の25%を超えて、日本を除く極東地域外において事業を遂行する会社が発行する証券に投資することはできないものとします。
- (4) ファンドの純資産総額の50%を超えて、連続する12か月の間、債券、現金および現金等価物に投資することはできないものとします。

- (5) ファンドの純資産総額の10%を超えて、単一の発行体の証券に投資することはできないものとします。
- (6) ファンドは、いずれか1社の外部発行済株式総数の5%以上を取得できないものとします。
- (7) ファンドは、1つのグループ会社から構成される会社が発行する証券にその純資産総額の30%以上を投資できないものとします。
- (8) ファンドの純資産総額の15%を超えて、ワラント、オプション、先物および先渡し予約を含むデリバティブに投資することはできないものとします。
- (9) ファンドの証券には、債務の担保として、抵当権、質権もしくは担保権を設定することはできず、またはこれを譲渡することはできないものとします。
- (10) ファンドは、引受または下引受の約定を締結することはできないものとします。
- (11) ファンドは、商品および/または不動産の取引を行う会社の証券に投資することができますが、商品または不動産に投資することはできないものとします。

上記に別途規定されない限り、上記の制限は、投資を行うため関連する取引または約束を行った日に適用されます。また、この目的で、コンプライアンスは、取引を行う日に、投資の費用および本ファンドの純資産総額に基づき定められます。当該制限に含まれるいずれかの制限がその後以下各号の結果超えたという理由だけで、投資制限に違反があったとはみなされないものとし、また、本ファンドの投資ポートフォリオに関する変更は、影響を受けるものではありません。

- (a) いずれかの本ファンドの投資対象の価値の値上がりまたは値下がり、
- (b) 資本の性質を有するいずれかの権利、臨時授与または給付金の受領という理由、
- (c) 合併、再建または乗換えもしくは転換に関わるスキームまたは約定、または
- (d) 受益証券の買戻し。

ただし、ファンドの投資ポートフォリオに係る変更または追加を検討する場合、かかる制限を考慮しなければなりません。

投資制限に違反（前項に規定されるいずれかの状況から発生する違反を除きます。）がある場合、本ファンドの投資運用会社は、かかる違反を認知してから60日以内に、違反を是正するために必要なあらゆる措置を直に行います。

上記に加えて、管理会社は、ファンドのため、以下の事項を行いません。

- (a) 本人として自らまたはそのいずれかの取締役と取引を行うこと、
- (b) 管理会社またはファンドを除くいずれかの当事者に利益を与えることを意図する取引を行うこと、または
- (c) 株式取得の結果、本管理会社により運用される全てのミューチュアル・ファンドが所有するいずれか1社の株式総数が当該会社の全ての外部発行済株式総数の50%を超える場合、当該会社の株式を取得すること。

本ファンドが私募債券、未上場証券またはその他の流動性のない証券を保有することは、後記「資産の評価」の項に記載される方法により評価されます。

借入

本ファンドの投資運用会社は、ファンドの勘定のためその時に未償還である額がファンドの純資産総額の10%となるまで、現金を借入れることができます。

3 【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認知すべきです。従って、買戻しまたは償還に関して投資家を受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。

ファンドへの投資は、大きなリスクを伴います。潜在的損失を最小化するために立案される戦略を実施することが本投資運用会社の意図ではありますが、かかる戦略が成功するとの保証はありません。投資家が本ファンドへの投資の大部分または全部を喪失することがありえます。その結果、各投資家は本ファンドへの投資のリスクを負うことができるか否かを慎重に考慮すべきです。以下のリスク要因に関わる記載は、本ファンドへの投資に伴うリスクについての完全な説明を意図するものではありません。

ファンドへの投資のリスクには以下が含まれます。

ファンドの投資目的の達成

ファンドの投資目的が達成される旨の保証または表明は一切行われません。ファンドの投資計画は、レバレッジ、非流動的投資および限定分散投資等の投資方法を含むことができます。それを行うことは、一定の状況において、ファンドの投資対象が受ける可能性のある悪影響を最大化する可能性があります。ファンドが資本値上がりの投資目的を達成するという保証は一切行われていません。

デリバティブ

デリバティブには証書および契約書が含まれ、その価格は、1つ以上の裏付けとなる証券、金融基準または指標に連動しています。デリバティブにより、投資家は、裏付け資産への投資費用の何分の1かで、特定の証券、金融基準または指標の価格動向をヘッジするかまたは投機することが可能です。デリバティブの価格は、主に、裏付け資産の価格動向に基づきます。従って、裏付け資産の取引に適用されるリスクの多くは、デリバティブ取引にも適用されることがあります。ただし、デリバティブ取引に関連するその他のリスクは数多く存在します。例えば、デリバティブの多くは取引が開始した時点で支払われるかまたは預託される金銭よりかなり大きな市場エクスポージャーを提供するため、比較的小さい不利な市場動向は、全ての投資対象に関わる損失を生むだけでなく、当初の投資額を上回る金額の損失の可能性に本ファンドをさらすことになることがあります。本ファンドが取得することを意図するデリバティブが満足する条件で特定の時に入手できるか否かという保証はありません。

実績報酬

投資運用会社に対して支払われる実績報酬は、実績報酬がない場合よりリスクが大きいまたは投機的な投資を投資運用会社が行う誘因（インセンティブ）を生じることがあります。潜在的投資家は、投資運用会社に対して支払われる管理および実績報酬が未実現利益（および未実現損失）にある程度基づくこと、またかかる未実現損益がファンドにより全く実現されないことがあることに留意すべきです。

主要個人に依存する事業

投資運用会社は、ファンド資産に関する全ての投資判断を行います。受益者は、ファンドの管理に関与する権利または権限を有しません。その結果、予測可能な将来にファンドが成功するか否かは、主に、投資運用会社の能力に依拠します。投資運用会社が本ファンドのために用いる戦略が魅力的なリターンを実現するまたはかかる戦略が成功するという保証はありません。また、投資運用会社の主要個人が死亡またはその他一時期に能力に欠ける場合、ファンドの実績は損なわれることがあります。

決済リスク

ファンドは、投資運用会社がファンドの口座に関わる取引を行う取引相手方に関する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクも負うことになります。

為替レート

受益証券は、ファンドが米ドル以外の通貨の資産に投資される範囲で、為替レートの変動のエクスポージャーを有します。投資運用会社は、ファンドのため、外国為替取引を通じてかかるエクスポージャーに関連するリスクを相殺することにある程度追求することができます。外国為替取引が実行される市場は、変動率が高く、非常に限定的かつ非常に専門的です。かかる市場において、流動性および価格の変動を含む重大な変動が非常に短期間に、時には数分以内に生じる可能性があります。外国為替取引リスクには、為替レートリスク、利息リスクおよび地元為替市場の規制を通じた外国政府による潜在的な介入、外国投資または特定の外国通貨による取引を含みますがこれらに限られません。

流通市場の不在

受益証券の流通市場が存在することは予想されていません。従って、受益者は、買戻しという方法に限り、自己の受益証券を処分することができます。保有するファンド証券の買戻しを請求する受益者の保有するファンド証券に帰属するファンドの純資産総額が、かかる請求の日から該当する取引日までの間に変動するリスクは、かかる受益者が負担することになります。

買戻しの予想効果

受益者の請求による受益証券の大幅な買戻しにより、投資運用会社は、換金のための資金提供に必要な現金を調達するために、他に望ましいと思われるよりも迅速にかつ不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなければならないことになります。

分配金

ファンドに関する方針は、分配を行うことではなく、ファンドに関わる全ての収益および純額キャピタル・ゲインを再投資することです。従って、ファンドへの投資は、財務または税務計画目的で現在のリターンを追求する投資家には適していません。

政治上、経済上、社会上および関連する勘案事項

本ファンドの純資産総額およびファンドの裏付け資産の流動性は、為替レートおよび為替管理の変更、利息レート、政府の方針および課税の変更並びに社会政治的かつ経済的な不安定またはその他ファンドが投資される国におけるまたはかかる国に影響を与える展開により悪影響を受ける可能性があります。

潜在的な市場変動

一定のアジアの国における株式市場は、ここしばらく、過度の価格変動を経験しており、かかる変動が将来発生しないという保証は一切ありません。

流動性

投資運用会社は、ファンドのため、未上場証券および上場証券に投資することができます。上場証券（特に、中小型企業の証券）への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、未上場証券への投資は、高度の流動性リスクにさらされています。売買注文を希望の価格で実行すること、または極端な市況または注文の規模によりオープン・ポジションを清算することが必ずしも可能ではないことがあります。

企業による情報開示、会計および規制基準

一定の会社に係る開示は、国際基準に比べて強化されていない可能性があり、会社に関し公式に入手可能な情報が不足する可能性があります。また、会社は、重大な点で米国またはヨーロッパの会社に適用されうるものとは異なる会計基準および要件に従う可能性があります。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、適用される法律、本ファンドの投資方針および制限を遵守するためのリスク・マネジメントおよびコンプライアンス手続を有しています。手続には、適用される投資限度および制限を遵守することに加えて、指標に対するポートフォリオの実績およびポートフォリオのリスク測定方法を定期的に監視すること含まれます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されません。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	3.15%（税抜3.00%、税0.15%）
5,000口以上10,000口未満	2.10%（税抜2.00%、税0.10%）
10,000口以上	1.05%（税抜1.00%、税0.05%）

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

管理会社等の報酬

管理会社はファンド資産から各評価日において計算されかつ発生する、また四半期毎に後払いされる本ファンドの純資産総額の0.09%に相当する報酬を受領する権限があります。2009年1月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、6,239米ドルでした。

投資運用会社は、ファンド資産から、各評価日において計算されかつ発生する、また四半期毎に後払いされる、本ファンドの純資産総額の0.80%に相当する報酬を受領する権限があります。2009年1月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、59,818米ドルでした。また、投資運用会社は、各暦四半期末日に計算され、かつ後払いされる実績報酬（「実績報酬」）を受領する権限があります。暦四半期（「関係四半期」）の実績報酬は、関係四半期末日における受益証券の純資産価格がこれに先立つ各暦四半期末日における受益証券の純資産価格の最高価格を超える金額、またはかかる価格が上回る場合には当初発行価格100米ドルを超える金額に関係四半期中の発行済受益証券平均口数を乗じた金額の10%に相当する金額であるものとします。本ファンドの運用は、受益証券1口当たりの当初発行価格100米ドルに対して当初評価されるものとし、最初の暦四半期に比例按分されました。最初の実績報酬は、2004年3月の最終評価日の最高価格が当初発行価格100ドルを超える金額に関して支払われました。

実績報酬は以下の式で示されます。

$$\text{実績報酬} = \left(\frac{\text{関係四半期末日の一口当たり純資産価格} - \text{ハイ・ウォーター・マーク}}{\text{関係四半期中の発行済受益証券平均口数}} \right) \times 10\%$$

この場合、関係四半期末日の純資産価格は関係四半期の最終評価時点におけるファンドの純資産価格であり、ハイ・ウォーターマークとは、各前四半期末の最高純資産価格または100ドルのうちいずれか高い額であり、関係四半期中の発行済受益証券平均口数は、関係四半期中の各評価日における発行済口数の日々の単純平均数です。

評価日における受益証券の購入価格および買戻価格を計算する目的で、実績報酬は発生しますが、実績報酬を決定するため関係四半期末日時点の本ファンドの純資産価格を計算する際、かかる実績報酬の発生は無視されます。2009年1月31日に終了した会計年度中の実績報酬は、0米ドルでした。

販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての地位に基づき本ファンド資産から、各評価日において計算されかつ発生する、また四半期毎に後払いされる、本ファンドの純資産総額の0.50%の割合の報酬を受領する権限があります。代行協会員は、本ファンド資産から、各評価日において計算されかつ発生する、また四半期毎に後払いされる、本ファンドの純資産総額の0.20%の割合の報酬を受領する権限があります。2009年1月31日に終了した会計年度中の販売報酬および代行協会員報酬はそれぞれ、34,662米ドルおよび13,865米ドルでした。

受託報酬および管理事務代行報酬

受託会社は、本ファンド資産から年10,000米ドルの報酬を受領する権限があります。2009年1月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、10,000米ドルでした。また、管理事務代行会社および保管銀行は、各評価日において計算されかつ発生する、また四半期ごとに後払いで支払われるファンドの純資産総額の上限0.11%の報酬を受領する権限があります。また、1取引あたり25ドルの取引手数料が支払われます。2009年1月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬および保管銀行報酬は、22,597米ドルでした。

現金リベートおよびソフト・コミッション

投資運用会社またはその関係者のいずれも、本ファンドの口座に関わる取引に関して、ブローカーまたはディーラーから現金の手数料またはその他のリベートを受領しません。

投資運用会社および/またはその関連会社は、投資運用会社および/またはその関連会社が約定を締結するその相手方の代理人を通じて取引を行う権利を有します。かかる約定に従い、その他の者は、物品、サービスまたはその他の便宜（調査および顧問サービス、専門ソフトウェアまたは調査サービスに関連するコンピュータハードウェア並びに運用方法等）を投資運用会社および/またはその関連会社に対して随時提供するまたはそれらのために入手するものとし、かかる物品等は、その提供により全体として本ファンドに利益を与えると合理的に予測しうる、また本ファンドにサービスを提供する際に本ファンドの実績または投資運用会社および/もしくはその関連会社の業績の改善に寄与しうる性質を有し、また、かかる物品等に関して、直接的な支払は行われませんが、代わりに、投資運用会社および/またはその関連会社はその当事者との事業を行うことを引き受けます。疑義を避けるため、当該商品およびサービスには、交通費、宿泊費、交際費、一般管理物品もしくはサービス、一般事務機器もしくは事務室、会費、従業員給与または直接的な金銭による支払は含まれません。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドは、なにかんずく、投資対象への投資および換金の費用、ファンド資産の保管会社（もしあれば）の報酬および費用、監査人の報酬および費用、評価にかかる費用、法律顧問の報酬、上場または監督庁の許認可に関連して生じる費用、受益者集会の開催に係る費用並びに目論見書または本ファンドの会計書類の作成および印刷に関わる費用を負担します。

ファンドの設定費用（100,716.96米ドル(約972万円)）は、ファンドが負担するものとし、ファンドの設定後最初の60か月間で償却されました。

2009年1月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、177,303米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金および譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いに変更されることがあります。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンドまたはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、租税条約に調印していません。

ファンドは、ケイマン諸島内閣の総督から、ケイマン諸島の信託法(2007年改正)第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得または資本資産、収益もしくは価格上昇に対して科される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために爾後制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されないか、またはかかる財産または利益に関し本受託会社または本受益者に適用されないとの保証を受領しています。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されません。

本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

(2009年5月末日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株 式	シンガポール	1,481,941	27.69
	インドネシア	1,047,463	19.57
	香港	1,024,122	19.14
	フィリピン	302,706	5.66
	マレーシア	294,148	5.50
	台湾	243,807	4.56
	タイ	240,946	4.50
	インド	136,789	2.56
	韓国	83,260	1.56
オプション	米国	3,900	0.07
小 計		4,859,082	90.80
現金・その他の資産（負債控除後）		492,147	9.20
総計（純資産総額）		5,351,229 (約516百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年5月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	CHIP ENG SENG	シンガポール	建設	798,000	0.39	312,940.20	0.28	223,668.64	4.18
2	BUMI RESOUR DMT	インドネシア	鉱業	1,075,000	0.08	84,917.43	0.19	204,761.90	3.83
3	INDOFD AGRI RES	シンガポール	不動産	200,000	0.31	62,197.22	0.92	184,089.41	3.44
4	CHN ZAINO INTL	シンガポール	製造	1,063,000	0.28	296,195.86	0.17	183,916.40	3.44
5	HSBC HLDG HKG	香港	金融	19,366	6.19	119,914.48	8.84	171,117.46	3.20
6	PP LSE SUMATRA	インドネシア	農業	294,000	0.30	89,346.00	0.56	164,285.71	3.07
7	SHIN KONG FIN	台湾	保険	314,999	0.55	172,842.26	0.49	154,883.42	2.89
8	INDO TAMBANGRAY	インドネシア	その他製品	78,000	0.71	55,171.82	1.90	147,813.41	2.76
9	CHINA MOBILE	香港	情報・通信	15,000	9.33	140,009.76	9.76	146,470.77	2.74
10	SAMPOERNA ARGO	インドネシア	その他製品	793,000	0.10	77,039.60	0.16	130,240.04	2.43
11	NTEGRATOR INTL	シンガポール	情報・通信	5,150,000	0.04	216,671.58	0.02	124,744.80	2.33
12	FILINVEST LAND	フィリピン	不動産	8,000,000	0.02	160,634.84	0.02	123,375.94	2.31
13	SIN PRESS HLDG	シンガポール	情報・通信	60,000	1.80	107,736.72	2.05	122,910.83	2.30
14	CHINA YUANBANG	シンガポール	不動産	1,200,000	0.26	306,463.74	0.10	120,419.39	2.25
15	PETROCHINA CO H	香港	石油・ガス	100,000	1.58	158,142.07	1.15	114,674.17	2.14
16	INSUR INTL LTD	香港	情報・通信	600,000	0.12	74,147.72	0.19	114,545.17	2.14
17	STRAITS ASIA	シンガポール	鉱業	100,000	0.58	58,203.37	1.03	103,117.75	1.93
18	AMATA CORP FR	タイ	不動産	715,000	0.14	99,988.37	0.14	102,023.88	1.91
19	GOLDEN AGRI RES	シンガポール	農業	332,800	0.12	38,772.47	0.29	97,885.74	1.83
20	METRO BK&TRUST	フィリピン	銀行	135,000	0.98	132,812.34	0.72	96,968.42	1.81
21	JASA MARGA DMT	インドネシア	建設	680,000	0.09	58,485.56	0.14	96,482.02	1.80
22	CHN ZHONGWANG	香港	金属	100,000	0.91	91,305.56	0.92	92,229.50	1.72
23	ASTRA AGRO-DMT	インドネシア	農業	50,000	0.61	30,492.87	1.73	86,491.74	1.62
24	HANG SENG BANK	香港	金融	6,000	10.60	63,595.88	14.32	85,908.88	1.61
25	ADV INFO SVS FR	タイ	情報・通信	36,200	2.12	76,779.36	2.36	85,387.30	1.60
26	ESPRIT HLDGS	香港	製造	13,000	6.33	82,316.29	6.35	82,587.33	1.54
27	DBS GROUP HLDGS	シンガポール	銀行	10,000	4.67	46,701.37	8.17	81,663.73	1.53
28	WCT	マレーシア	建設	128,000	0.42	53,409.92	0.60	76,920.88	1.44

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
29	SWIBER HLDG	シンガポール	石油・ガス	100,000	0.62	61,647.42	0.73	72,666.87	1.36
30	SICHUAN XINHU H	香港	小売	210,000	0.36	75,624.25	0.35	72,596.87	1.36

【投資不動産物件】

該当ありません（2009年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません（2009年5月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2008年6月1日から2009年5月末日までの期間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	千 円	米ドル	円
第一会計年度末	84,546,193	8,157,017	105.32	10,161
第二会計年度末	37,121,781	3,581,509	106.69	10,293
第三会計年度末	15,151,300	1,461,797	142.82	13,779
第四会計年度末	11,207,829	1,081,331	168.74	16,280
第五会計年度末	3,699,068	356,886	92.93	8,966
2008年6月末日	7,552,945	728,708	150.04	14,476
7月末日	7,225,294	697,096	148.25	14,303
8月末日	6,193,739	597,572	134.65	12,991
9月末日	4,885,077	471,312	114.49	11,046
10月末日	3,803,920	367,002	92.13	8,889
11月末日	3,735,739	360,424	91.25	8,804
12月末日	3,941,472	380,273	97.74	9,430
2009年1月末日	3,699,068	356,886	92.93	8,966
2月末日	3,521,346	339,739	89.20	8,606
3月末日	3,629,655	350,189	92.49	8,923
4月末日	4,416,446	426,099	114.34	11,032
5月末日	5,351,229	516,287	142.30	13,729

(注) 純資産総額および純資産価格は、本書に従って計算されており、上記は各月の最終営業日時点の数値です。そのため、毎年会計年度末時点および中間期末時点で計算され、管理報酬、受託報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成される財務書類において表示されている数値とは異なることがあります。

【分配の推移】

該当ありません。

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	5.32%
第二会計年度	1.30%
第三会計年度	33.86%
第四会計年度	18.15%
第五会計年度	-44.93%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格（分配落の額）（第一会計年度の場合、当初発行価格（100米ドル））

第 2 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド

取扱場所 ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、ウエスト・ベイ・ロード68、HSBCハウス、私書箱484

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または管理会社の請求もしくは当面発行済受益証券口数の10分の1以上を保有する旨登録されている受益者の書面による請求により、集会通知に規定される時間および場所において、受益者集会を開催します。各集会の書面による通知は、集会の場所、日付および時間並びに集会で提議される決議の内容を記載し、集会の基準日に、本受託会社から各受益者に郵送されます。かかる基準日とは、集会通知に記載される日より少なくとも21日前であるものとします。

全ての集会の定足数は、当面発行済受益証券口数の10%を代表し出席する本人または代理人の受益者とし、別途通知がなされる集会が休会する場合、出席する本人または代理人の受益者が定足数を構成するものとします。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの追加情報】

1 【ファンドの沿革】

2003年9月9日 管理会社設立

2003年12月24日 信託証書締結

2004年2月4日 ファンドの運用開始

2008年10月23日 退任・任命証書締結

2 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2007年改訂）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2007年改訂）（以下「法律」といいます。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

3 【監督官庁の概要】

ファンドは、法律に基づくミューチュアル・ファンドのライセンスを授与されているという事実により、法律に関して「規制されたミューチュアル・ファンド」の定義に該当します。規制されたミューチュアル・ファンドとして、ファンドは、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）の監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに対し、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAが法律上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンド等の免許ミューチュアル・ファンドについて、規制されたミューチュアル・ファンドが法律に反して免許の条件に従うことなく業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの取締役、経営者または役員の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、法律に基づく投資信託管理会社として認可されています。

第 2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

申込手続

投資者の受益証券の購入手続は、以下のとおりです。

- （a）英文目論見書添付の申込書に記入して、その原本を管理事務代行会社および保管銀行であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（シンガポール）・リミテッド宛てに送付しなければなりません。
- （b）記入済みの申込書を、管理事務代行会社および保管銀行であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（シンガポール）・リミテッド宛てに、ファクシミリにより送付しなければなりません。

ファクシミリによる注文の場合は、必ず、記入済みの申込書の原本を追って送付しなければなりません。投資者は、ファクシミリにより申込書を送付することを選択した場合には、管理事務代行会社および保管銀行が当該申込書を受領しなかった場合のリスクを自ら負担しなければならないことに留意すべきです。したがって、投資者は、自己の利益のために、申込書が安全に受領されたことを、管理事務代行会社および保管銀行に対して確認すべきです。

すべての申込みは、受益証券への投資者の身元が確認されること（詳細はマネー・ロンダリング規制の項に記載されます。）を条件とします。

一般に、受益証券が発行される取引日またはそれ以前に資金が受領されている場合に限り、申込みが受諾されます。

申込みを受諾された各申込者には、受益証券の購入の詳細を確認する契約書が送付されます。

支払手続

買付金は、通常の場合、米ドルで支払われなければなりません。が、約定により、申込者が他の主要通貨により支払うこともできます。かかる場合、為替手数料は申込者の負担となります。投資者が米ドル以外の通貨による支払を希望する場合、管理事務代行会社および保管銀行に連絡することを要します。

すべての支払は、小切手、電信送金または銀行宛為替手形により行わなければなりません。小切手および銀行宛為替手形は、「当座預金口座を持つ者に対してのみ支払可能。譲渡不可。」として線引し、「HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（シンガポール）・リミテッド/フェイム・アイザワ アジア中小型株ファンド」に対して支払われるものとし、申込書と共に送付するものとします。小切手による支払は、決済資金の受領が遅延しがちですが、小切手が決済されるまでは、受益証券は発行されません。申込金のサブ・ファンドへの送金費用は、申込者の負担となります。

米ドル建ての電信送金による支払の詳細は、申込書に記載されます。

概説

すべての受益証券の保有者は登録されますが、券面は発行されません。権利は、受益者名簿への記載により証明されます。従って、受益者は、管理会社がいかなる登録事項の変更の連絡も確保することが重要である旨認識することを要します。端数の受益証券の発行も可能であり、小数点以下第3位まで計算されます。端数の受益証券の申込金は、当該サブ・ファンドにより保有されます。管理会社は、受託会社を通じて、申込みの全部または一部を拒絶する権利を有します。最大4名まで、共同受益者として登録することができます。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止するための受託会社ならびに管理事務代行会社および保管銀行の責任の一部として、受託会社ならびに管理事務代行会社および保管銀行は、投資者の身元および申込代金の支払源の詳細な確認をしなければなりません。各申込みの状況によっては、以下の場合、詳細な確認は必要ではありません。

- (a) 申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から自らの投資に対する支払を行う場合。または、
- (b) 申込者が公認の監督機関により規制されており、かつ公認の法域の法の下で設立または組成されている場合。または、
- (c) 申込みが、公認の監督機関により規制されており、かつ公認の法域の法の下で設立または組成されている仲介業者を通じて行われた場合。

これら例外の目的として、金融機関、監督機関または法域による承認は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）により決定されます。

受託会社ならびに管理事務代行会社および保管銀行は、申込者の身元および支払源を確認するために必要な情報を要求する権利を有します。第三者による支払いは認められません。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、受託会社ならびに管理事務代行会社および保管銀行は、申込みおよび買付金の受理を拒絶する、または換金化の支払いを延期することができます。

ケイマン諸島居住者が、その他の者が犯罪行為に従事しているまたはテロリズムもしくはテロリストの資産に関与していることを知るまたは疑うに至り、そのような知識または嫌疑が規制された分野でその業務過程において得られた場合、または、その情報開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合、かかる者は、ケイマン諸島の犯罪行為に関する法律（2008年改訂）の手続きに従いケイマン諸島の金融報告当局に、情報開示がテロリズムまたはテロリストの資産に関する場合は、2003年テロリズムに関する法律に従い巡査またはそれ以上の位の警察官のいずれかに対し、当該知識または嫌疑を報告することを要求されます。かかる報告により、守秘義務違反または法律その他により強制される情報の開示の制限の違反として扱われることはありません。

(ロ)日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される募集期間中の各日に同書第一部証券情報に従って取扱いが行われます。

2 【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し手続等

受益証券の買戻請求を希望する受益者は、管理事務代行会社および保管銀行に対して買戻請求をすることにより、取引日に買戻しを行うことができます。

買戻請求は、書面またはファクシミリにより行われ、またファンドの名称、買戻される受益証券の口数および登録受益者の名前を記載することを要します。別途管理事務代行会社および保管銀行が合意しない限り、ファクシミリにより送付された買戻請求書の原本は、管理事務代行会社および保管銀行に対して送付されます。管理会社または受託会社のいずれも、ファクシミリにより送付された買戻請求の不到達から生じる損害について、受益者に対して責任を負いません。

買戻代金の支払

取引日における買戻価格は、関連する取引日である評価日における評価時点現在の本ファンドの純資産総額を当該評価日における発行済受益証券口数で除して算定される純資産価格です。

買戻代金は、(a)管理会社が別途合意し受託会社に承認されていない限り、受益者が正当に署名した買戻請求書の書面による原本が管理事務代行会社および保管銀行により受領され、(b)受託会社または管理会社が絶対的な裁量により必要とみなす身元確認が十分に行われるまで、買戻請求を行った受益者に対して支払われません。

上記に従い、買戻代金は、通常関連する取引日後4営業日以内に、電信送金により（受益者のリスクおよび費用負担により）、米ドル建てで、買戻請求を行った受益者（またはファンドの受益者名簿における共同受益者の第一名義人）に対して支払われます。関連する口座の詳細が提供されない場合、買戻代金は支払われません。支払を行う際に負担する銀行手数料（もしあれば）は、受益者が負担します。

買戻代金は、受益者の要求および費用負担により、米ドル以外の通貨により支払うことができます。かかる場合、本受託会社は、随時自己の決定する為替レートを用います。

買戻しの制限

受託会社は、サブ・ファンドの純資産総額の決定が停止されている期間中、受益証券の買戻しを停止し、または買戻代金の支払を遅らせることができます。（その詳細については、「純資産総額の計算の一時停止」をご参照下さい。）

強制買戻し

受益証券が適格投資家以外の者によりまたはその者のために保有されているか、または当該保有がファンドに登録の義務を負わせ、課税され、もしくはいずれかの法域の法律に違反すると受託会社が決定する場合、または、かかる者の直接もしくは間接のファンドへの投資により、またはこれに関係して、ファンドまたはいずれかの受益者に対して訴訟が提起されるかもしくはそのおそれがある場合、受託会社は受益者に対し、10日以内にかかる受益証券を売却し、かかる売却の証拠を受託会社に提供することを指示し、それができない場合には、管理会社が、予告なしに、かかる受益証券をその時点の市場購入価格（未償却の設立および募集費用を比例按分して控除します。）で買い戻すことができます。適格投資家とは、(a)米国の市民もしくは居住者、米国において設立されたかもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律により設立されたかもしくは米国に存続する、法人、信託もしくはその他の企業体、(b)ケイマン諸島に居住するもしくはケイマン諸島を所在地とする自然人または企業体（公益信託もしくは団体または適用除外もしくは非居住のケイマン諸島の会社の対象を除きます。）、(c)適用法に違反することなく受益証券を買付けるまたは保有することができない者、または(d)上記(a)ないし(c)に記載する自然人、法人または企業体のための保管者、名義人または受託者、のいずれでもない自然人、法人または企業体とします。上記の目的のため、「米国」とは、アメリカ合衆国、その領土および属領を意味します。

管理会社は、以下の場合、受益者の受益証券を強制的に買戻すことができます。(a)いつでも事前の通知なく、受託会社が、受益証券が適格投資家以外の者により、もしくは適格投資家以外のために保有され、かかる受益者の保有がファンドもしくはいずれかの受益者に関係法令の違反またはこれらに従わなければならないという結果を生ぜしめる場合または、かかる者の直接もしくは間接のファンドへの投資により、またはこれに関係して、ファンドまたはいずれかの受益者に対して訴訟が提起されるかもしくはそのおそれがある場合、および(b)いつでも、その他の理由により、その単独の裁量により、10日間の事前の通知をもって行う場合。

受託会社は、受託会社がかかる支払いにより、ファンド、管理会社またはその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング規制に従うことが必要になると合理的にみなす場合、受益者への書面による通知をもって、かかる受益者へ支払うべき買戻し代金の支払いを停止することができます。

(ロ)日本における買戻し手続等

日本における投資者は、各取引日でありかつ日本における販売会社の営業日に販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社および保管銀行に対し受益証券の買戻しを請求することができ、買戻代金の支払は口座約款に定める方法によります。日本における買戻請求の受付時間は、原則として、午後2時までとし、販売取扱会社によっては、状況により、異なる買戻請求受付時間を定めることがあります。

受益証券1口当たり買戻価格は、原則として、管理事務代行会社および保管銀行を通じて管理会社が買戻請求を受領した評価日に計算される純資産価格とし、買戻代金は外国証券取引口座約款その他所定の約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨または米ドル貨で、支払われるものとします。受益証券の買戻しは一口以上一口単位とします。

第3【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、信託証書に従い、ファンドの全ての負債をファンドの全ての現金並びにその他の財産および資産の価格から控除して、各評価日のシンガポール時間午後4時（以下「評価時点」といいます。）において米ドル建てで決定されます。信託証書は以下の通り規定します。

- (a) (b)項の適用される集団投資スキームにおける持分を除き、また、以下(f)項の規定に従い、いずれかの証券市場において値付け、上場、取引または取扱される投資対象の価格に基づく全ての計算は、当該投資対象の主要な証券取引所における評価時点または評価時点直前の最終取引価格または（最終取引価格が入手できない場合には）入手可能な直近の市場取引売気配値と入手可能な直近の市場取引買気配値の仲値を参照することにより行われます。かかる価格を決定する際、受託会社は、自己の随時決定する情報源から電子的に得られる価格を用い、これに依拠することができます。
- (b) 下記(c)項および(f)項の規定に従い、集団投資スキームにおける各持分の価格は、直近に公表される当該集団投資スキームの受益証券1口当たりまたは株式1株当たりの純資産価格（入手可能であれば）、または（純資産価格が入手不可能であれば）評価時点もしくは評価時点直前のかかる受益証券または株式の直近の公表買気配値とします。
- (c) 上記(a)項または(b)項に規定する純資産価格、買気配値および売気配値が入手できない場合、関連する投資対象の価格は、管理会社と協議の上合意を得て、受託会社が決定する方法により、随時決定されます。
- (d) 未上場のまたは市場で通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得時にファンドが支出した金額に相当する当初価格（それぞれの場合、印紙税、仲介手数料およびその他の取得費用の金額を含みます。）とします。ただし、受託会社は、管理会社の承認を得て、管理会社が当該投資対象の評価適格者として承認した専門家による再評価を手配することができるものとし、また、管理会社の請求がある場合には、かかる再評価の手配をしなければなりません。
- (e) 現金、預金およびこれに類似する投資対象は、管理会社はその価値を反映させるための調整が必要と考える場合を除き、額面価格（経過利息を含みます。）により評価されます。
- (f) 上記に関わらず、管理会社が関連する事情を考慮し、投資対象の公正な価格を反映させるために調整または他の評価方法の利用が必要と考える場合、受託会社は、管理会社の請求により、投資対象の価格を調整するか、または他の評価方法の利用を許可します。
- (g) 米ドル以外の通貨建ての投資対象（有価証券であると現金であるとを問いません。）の価格は、本管理会社が関連しうるプレミアムまたはディスカウントおよび転換費用を考慮に入れた上で、その状況において適切と考える為替レート（公式なものであるか否かを問いません。）により、ドルに転換されます。

純資産総額の計算の一時停止

受託会社は、以下の全部または一部の期間中、ファンドの純資産総額の決定の停止を宣言することができます。

- (a) ファンドの投資対象の相当部分が通常取引される証券市場が閉鎖されまたはかかる証券市場において取引制限もしくは停止されている期間、またはファンドの投資対象の価格またはファンドの純資産総額もしくはファンドの純資産価格を確認するため、受託会社または管理会社（場合に応じます）の通常使用するいずれかの手段が故障している期間。
- (b) その他の理由により、ファンドの投資対象の価格が、合理的、迅速かつ公正に確定できないと管理会社が判断する期間。
- (c) 本管理会社がファンドの投資対象を換金することが合理的に実務上可能でないか、または受益者の利益を深刻に害することなく行うことができないと考える事由が存在する期間。
- (d) ファンドの投資対象の換金もしくは対価の支払に関係する（もしくは関係することがあります）資金の送金もしくは返送、または受益証券の発行もしくは買戻しが遅滞し、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートにより迅速に実行することができないと判断される期間。

かかる停止は、その旨の宣言後直ちに効力を生じ、受託会社が停止の終了を宣言するまで、本ファンドの純資産総額の決定は行われません。但し、（ ）停止を生じしめた状況が存在しなくなり、かつ（ ）その他の停止を正当化する状況が存在しなくなった最初の営業日の翌日に、停止は終了するものとします。

受託会社がかかる停止を宣言した場合、当該宣言後実務上可能な限り速やかに、および当該停止期間中少なくとも月1回、適切な金融新聞において当該宣言がなされた旨の通知を公表し、または受益者および受益証券の買付もしくは買戻しの申込が当該停止により影響を受けた全ての者（受益者であるか否かを問いません。）に対して、当該宣言がなされた旨の通知をするよう手配しなければなりません。

受益証券は、当該停止の期間中、発行されず、または買い戻されません。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、下記「（５）その他（イ）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から100年間継続します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年1月31日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

ファンドは、信託証書の日付から100年間または以下に定めるいずれかの方法により解散されるまで続きます。

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で、受託会社により解散されることがあります。

(a) ファンドの存続または信託証書に規定される他の法域へのファンドの移転のいずれかが違法となる場合、または非現実的もしくは不適切であるまたは受益者の利益に反すると受託会社が判断する場合

(b) 受益者決議（上記に定義されます。）により受益者がこれを解散すると決定する場合

(c) 受託会社または管理会社のいずれかが辞任を希望する旨の書面による通知を行う場合、または受託会社または管理会社（場合に応じます）に対して強制的解散または任意清算が提起され、当該通知がなされてから30日（管理会社の場合）もしくは180日（受託会社の場合）の期間内にまたは清算が提起されてから30日の期間内に、後任の受託会社または管理会社が任命されていないまたは発見されていない場合。

ファンドは、いずれかの日にファンドの純資産総額が1000万米ドル未満になった場合、管理会社により解散されることがあります。

ファンドが解散された場合、受託会社は全ての受益者に、かかる解散に関する通知を直ちに行うものとします。

(ロ) 信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、管理会社とHSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドの間で締結された信託証書により、設定されました。2008年10月23日付退任、任命証書に基づき、ファンドの受託会社は、HSBCインターナショナル・トラスティ・リミテッドからHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドへ変更されました。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有します。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましいです。本書と信託証書の間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理会社および受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができます。

受益者に対する10日前の書面による通知（受益者決議により放棄されることができます。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の追補に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。

(八)関係法人との契約の更改等に関する手続

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

2 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認したケイマン諸島における監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を取得する、または嫌疑がある場合、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないか、できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () 法律、法律に基づく規則、金融庁法（2008年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパースのケイマン事務所です。また、ファンドの会計は、シンガポール財務報告基準に準拠し、監査が行われます。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負いません。

また、ファンドは一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（以下「レギュレーション」といいます。）に従います。レギュレーションに基づき、管理事務代行者が、(a) ファンドの資産の一部または全部が目論見書に記載される投資目的および投資制限に従って投資が行われていない、または(b) 受託会社、管理会社または投資運用会社が実質的に設立文書または目論見書に従ってファンドの業務または投資活動を行っていないことを了知した場合には、できる限り速やかに以下の行為を行わなければなりません。

- () 受託会社にかかる事項を書面で報告すること。
- () 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある証拠をCIMAに提出すること。

また、かかる報告書またはその適切な概要は、ファンドの次期年次報告書、および中間報告書または定期報告書が年次報告書より前に開示される必要がある場合にはかかる中間報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行者は、できる限り速やかに書面で以下の事由をCIMAに通知しなければなりません。

() 受益証券の販売および買戻しの停止ならびにその理由

() ファンドの償還予定およびその理由

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの業務に関する書面による報告書を提出するか、または提出を手配しなければなりません。また、報告書にはファンドに関する以下の内容を盛り込まなければなりません。

() ファンドの名称（過去の全名称を含みます。）

() 受益者により保有される受益証券の純資産価格

() 前報告期間からの受益証券の純資産価格の変動率

() 純資産総額

() 当該報告期間における販売の口数および価格

() 当該報告期間における買戻しの口数および価格

() 当該報告期間末の発行済受益証券総口数

受託会社は、以下を確認した受託会社による署名済みの宣誓書を毎年CIMAに提出するか、または提出を手配しなければなりません。

() 受託会社の知るかつ信じる限りにおいて、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書が遵守されていること。

() ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないこと。

ファンドは毎年7月31日までには同年1月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。

これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

管理会社または受託会社は、受益者集会を招集することができ、発行済受益証券の総額の10%以上の受益者は、招集を請求することができます。受益者は、21日以上前に集会の通知を受領します。

特別決議の議決を除いてすべての受益者集会の定足数は、当該時における発行済受益証券の10%を保有する受益者本人または代理人の出席を要します。特別決議を議決する場合の定足数は、発行済受益証券の25%以上を保有する受益者本人または代理人の出席を要します。別途通知が発せられる延会の場合には、出席している受益者本人または代理人の数が、定足数となります。挙手による議決の場合には、本人、代理人または代表者により出席する個々の受益者は、議決権を有します。投票による議決の場合には、本人、代理人または代表者により出席する受益者は、その保有する受益証券毎に一議決権を有します。受益者集会において正式に決議に付された決議事項は、投票により決せられます。共同受益者の場合には、受益者名簿に名前の記載される順序により決定される優先順位に従い、優先者が（本人または代理人による）議決権を有します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹 野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第４ 【ファンドの経理状況】

１ 【財務諸表】

- a. 本書記載のフェイム - アイザワ アジア中小型株ファンド（以下「ファンド」といいます。）の2009年１月31日現在および2009年１月31日終了年度および2008年１月31日現在および2008年１月31日終了年度の邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」といいます。）は、シンガポール財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第127条第５項ただし書の適用によるものです。
- b. 本書記載の2009年１月31日現在および2009年１月31日終了年度および2008年１月31日現在および2008年１月31日終了年度の財務諸表は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの会計監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。
- c. 邦文の財務諸表には、原文の財務諸表中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2009年５月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、１米ドル＝96.48円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

フェイム-アイザワ アジア中小型株ファンド

貸借対照表

2009年1月31日現在

	注記	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
金融資産評価勘定	6	2,522,780	243,398	7,164,000	691,183
その他未収入金	7	1,898	183	19,499	1,881
証拠金勘定	8	167,369	16,148	1,049,106	101,218
現金及び現金同等物	9	1,060,334	102,301	3,411,744	329,165
資産合計		3,752,381	362,030	11,644,349	1,123,447
負債					
ブローカーへの未払金		4,390	424	39,868	3,846
その他未払金	10	82,277	7,938	482,977	46,598
負債合計（買戻可能受益証券の 保有者に帰属する純資産を 除く）		86,667	8,362	522,845	50,444
買戻可能受益証券の保有者に 帰属する純資産 （市場買呼値、創立費費用処理）		3,665,714	353,668	11,121,504	1,073,003
内訳:					
買戻可能受益証券の保有者に 帰属する純資産 （最終取引市場価格、創立費 資産化）		3,698,701	356,851	11,207,829	1,081,331
市場買呼値から最終取引市場 価格への調整	12	(32,987)	(3,183)	(66,141)	(6,381)
創立費費用処理から資産化へ の調整	12	-	-	(20,184)	(1,947)

添付の注記は当財務諸表と不可分の一部である。

(2)【損益計算書】

フェイム-アイザワ アジア中小型株ファンド

損益計算書

2009年1月31日終了年度

	注記	2009年 米ドル	千円	2008年 米ドル	千円
収益					
受取配当		176,760	17,054	250,348	24,154
受取利息		13,349	1,288	82,339	7,944
その他収益		76	7	-	-
正味外国為替差損/差益		(69,655)	(6,720)	126,140	12,170
金融資産評価勘定純変動	4	(3,291,175)	(317,533)	3,448,724	332,733
純(損失)/利益		(3,170,645)	(305,904)	3,907,551	377,001
費用					
会計及び専門家報酬		51,592	4,978	54,510	5,259
代行協会員報酬		13,865	1,338	30,140	2,908
監査報酬		40,118	3,871	1,710	165
保管報酬	11	17,470	1,686	22,078	2,130
販売報酬		34,662	3,344	75,351	7,270
投資運用報酬	11	59,818	5,771	127,858	12,336
管理報酬	11	6,239	602	13,563	1,309
実績報酬	11	-	-	597,175	57,615
広告及び印刷費用		45,800	4,419	53,637	5,175
登録事務報酬	11	5,127	495	6,255	603
取引費用		35,182	3,394	123,768	11,941
受託報酬	11	10,000	965	10,000	965
その他営業費用		4,611	445	27,705	2,673
営業費用合計		324,484	31,306	1,143,750	110,349
外国源泉税控除前(損失)/利益		(3,495,129)	(337,210)	2,763,801	266,652
外国源泉税		(19,537)	(1,885)	(24,448)	(2,359)
外国源泉税控除後(損失)/利益		(3,514,666)	(339,095)	2,739,353	264,293
市場買呼値から最終取引市場 価格への調整	12	(33,154)	(3,199)	(34,323)	(3,311)
創立費の費用処理から資産化 への調整	12	(20,184)	(1,947)	(20,134)	(1,943)
営業による買戻可能受益証券 の保有者に帰属する純資産の (減少)/増加		(3,568,004)	(344,241)	2,684,896	259,039

添付の注記は当財務諸表と不可分の一部である。

フェイム-アイザワ アジア中小型株ファンド

買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2009年1月31日終了年度

	2009年			2008年		
	受益証券 口数	米ドル	千円	受益証券 口数	米ドル	千円
2月1日買戻可能受益証券 の保有者に帰属する純資産 (市場買呼値による)	66,422	11,121,504	1,073,003	105,319	15,010,518	1,448,215
内訳:						
- 市場買呼値から最終取引 市場価格への調整	-	66,141	6,381	-	100,464	9,693
創立費費用処理から資産化 への調整	-	20,184	1,947	-	40,318	3,890
2月1日買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産(最 終取引市場価格)	66,422	11,207,829	1,081,331	105,319	15,151,300	1,461,797
買戻可能受益証券発行に よる収入	1,242	192,094	18,533	2,636	430,277	41,513
買戻可能受益証券の買戻	(27,859)	(4,133,218)	(398,773)	(41,533)	(7,058,644)	(681,018)
受益証券取引による純減	(26,617)	(3,941,124)	(380,240)	(38,897)	(6,628,367)	(639,505)
外国源泉税控除後(損失)/ 利益	-	(3,514,666)	(339,095)	-	2,739,353	264,293
市場買呼値から最終取引 市場価格への調整	-	(33,154)	(3,199)	-	(34,323)	(3,311)
創立費費用処理から資産化 への調整	-	(20,184)	(1,947)	-	(20,134)	(1,943)
1月31日買戻可能受益証 券の保有者に帰属する純資 産(最終取引市場価格)	39,805	3,698,701	356,851	66,422	11,207,829	1,081,331

添付の注記は当財務諸表と不可分の一部である。

フェイム-アイザワ アジア中小型株ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2009年1月31日終了年度

	2009年		2008年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー				
外国源泉税控除後純(損失)/利益調整:	(3,514,666)	(339,095)	2,739,353	264,293
税金費用	19,537	1,885	24,448	2,359
受取配当	(176,760)	(17,054)	(250,348)	(24,154)
受取利息	(13,349)	(1,288)	(82,339)	(7,944)
未実現外貨換算損失/(利益)	57,797	5,576	(124,622)	(12,024)
運転資本増減前営業キャッシュフロー	(3,627,441)	(349,976)	2,306,492	222,530
営業資産及び負債の変動				
金融資産評価勘定	4,641,220	447,785	3,738,320	360,673
未収入金	-	-	1,161,388	112,051
ブローカーへの未払金	(35,478)	(3,423)	-	-
証拠金勘定	881,737	85,070	(903,777)	(87,196)
未払金	(7,962)	(768)	(6,728)	(649)
営業により生み出された現金	1,852,076	178,688	6,295,695	607,409
受取配当	194,361	18,752	253,045	24,414
支払税金	(19,537)	(1,885)	(24,448)	(2,359)
受取利息	13,349	1,288	82,339	7,944
営業活動による純キャッシュ流入	2,040,249	196,843	6,606,631	637,408
財務活動によるキャッシュフロー				
受益証券発行による収益	192,094	18,533	456,047	43,999
買戻可能受益証券の買戻	(4,525,956)	(436,664)	(6,724,799)	(648,809)
財務活動による純キャッシュ流出	(4,333,862)	(418,131)	(6,268,752)	(604,809)
保有現金及び現金同等物の純(減少)/増加	(2,293,613)	(221,288)	337,879	32,599
期首現金及び現金同等物	3,411,744	329,165	2,949,243	284,543
現金及び現金同等物にかかる外貨換算の影響	(57,797)	(5,576)	124,622	12,024
会計年度末現金及び現金同等物	1,060,334	102,301	3,411,744	329,165

 添付の注記は当財務諸表と不可分の一部である。

フェイム-アイザワ アジア中小型株ファンド

財務諸表の注記

2009年1月31日終了年度

これらの注記は財務諸表と不可分の一部であり財務諸表と共に読む必要がある。

1. 全般

フェイム - アイザワ アジア中小型株ファンド（「当ファンド」）は2003年12月24日にケイマン諸島に設立され2004年2月4日に運用を開始した。当ファンドの登録事務所の住所はケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY 1 -1106、ウエスト・ベイ・ロード68、HSBCハウス、私書箱484である。

当ファンドの投資目的は株式および株式関連証券・固定利付証券・現金および現金同等物の合理的なリスク水準での取得を通じ、収益及び長期的な資本の値上がりを得ることである。当ファンドの期間は有限であり、信託証書日付2003年12月24日から100年間とする。当ファンドの純資産額が10,000,000米ドル未満に下落した場合にはいつでも、管理会社のFCインベストメント・リミテッドは当ファンドを終了することができる。当ファンドが終了する場合、受託会社のHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドはその終了の通知を受益者全員に送付する。

当ファンドの投資目的および方針に従い、投資対象は主に、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、中国、香港、台湾、韓国を含む極東地域（“ASEAN諸国”）の証券取引所に上場されている中小企業である。ASEAN諸国への投資は、成熟した市場への投資においては通常、関与されない特定の検討事項およびリスクを伴っている。規模や流動性が小さく変動性が高いことに加えてASEAN証券市場は未成熟であり、多くの場合、ASEAN諸国における株式発行体について入手できる情報が成熟市場と比較して格段に少ない。ASEAN諸国の証券取引所に上場されている証券の取引高も、世界の主要な株式市場と比較して格段に小さい。加えて、この財務諸表上の証券の価値評価および回収可能性は2009年1月31日現在の一般的な条件および入手可能な情報に基づいており、この財務諸表の日付までの重要な変更に関しても更新されている。同地域の国々における経済の先行きは現在も不透明であり、今後も引き続きそうした価値評価の査定に影響を及ぼす。

ケイマン諸島の法人であるFCインベストメント・リミテッド（「管理会社」）は管理会社を務めている。管理会社は投資アドバイザー・サービスおよびファンド運用サービスを当ファンドに提供するためにシンガポール法人のフェイム・アセット・マネジメント（アジア）ピーティーイー・リミテッド（「投資運用会社」）を任命した。

HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）はケイマン諸島の会社であり、受託業務及び登録・名義書換代行業務を当ファンドに提供する。HSBCインターナショナル・トラスティー・リミテッド（「旧受託会社」）、HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（「新受託会社」）並びに管理会社間の2008年10月23日付退任・任命証書により旧受託会社は当ファンドの受託会社を退き、新受託会社が後任として2008年10月30日付けで指名を受けた。

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（シンガポール）・リミテッド（「管理事務代行会社」）は管理事務代行業務および保管業務を当ファンドに提供する。

財務諸表は2009年7月9日に管理会社により発行を承認された。

2. 重要な会計方針

財務諸表の表示に適用される重要な会計方針を以下に示す。この方針は別途記載がない限り、提示する全期間を通じて一貫して適用される。

2.1 表示の原則

財務諸表はシンガポール財務報告基準（「FRS」）に準拠して作成されている。財務諸表は下記会計方針で開示されている場合を除き、取得原価法に基づいて作成される。

FRSに準拠して財務諸表を提示するにあたり、管理会社は当ファンドの会計方針を適用するために判断を求められる。財務諸表の作成には一定の重要な会計上の見積りおよび会計上の仮定を用いる必要もある。より高度の判断または複雑性を伴う部分、あるいは、見積り及び仮定が財務諸表にとって重要となる部分はない。

2008年に有効な公表された基準の解釈指針及び改正

2008年2月1日、当ファンドは同日から適用が義務となる新設または改正財務報告基準及び財務報告基準解釈指針（「解釈指針」）を適用した。これにより、財務報告基準及び解釈指針におけるそれぞれの暫定的な基準に従って当ファンドの会計方針の変更がなされた。

下記は当ファンドに関連する新設あるいは改正財務報告基準である：

財務報告基準 107号	金融商品：開示
改正財務報告基準 1号	財務諸表の表示 – 資本開示

さらに、改正財務報告基準39号 - 金融商品：認識と測定、及び財務報告基準107号 - 金融商品：開示 - 金融資産の分類替えが2008年2月1日効力発生で当ファンドに導入された。

上記の財務報告基準の新設または改正の適用による当ファンドの会計方針への重大な変更はない。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨と表示通貨

当ファンドは米ドルを機能通貨としている。米国は当ファンドがその資産残高を集める主要な経済環境である。当財務諸表は、当ファンドの機能通貨かつ表示通貨である米ドルで開示されている。

(b) 取引及び残高

外貨取引は取引日の実勢為替相場で米ドルに換算される。外貨建て資産及び負債は貸借対照表日現在の実勢為替相場で米ドルに換算される。

取引から生じる外国為替差損益は損益計算書に計上される。金融資産評価勘定にかかる外国為替差損益は損益計算書の「金融資産評価勘定純変動」に表示される。

2.3 収益の認識

受取利息は実効利息法を用いて期間按分で認識される。

受取配当は発生主義で認識される。

2.4 金融資産及び金融負債評価勘定

(a) 分類

当ファンドはその金融資産を次のとおり分類する：金融資産評価勘定、借入金、未収入金。これらの分類は金融資産及び負債が取得された目的による。管理会社は最初の認識で金融資産評価勘定の分類を決め、この指定は変更不可能である。

(i) 金融資産評価勘定

当ファンドは金融資産評価勘定を「売買目的有価証券」に分類する。金融資産は主に短期売却目的で取得される場合は売買目的として分類される。デリバティブもまたヘッジ目的でない限り「売買目的」として分類される。この分類の資産は売買目的または貸借対照表日付から12ヶ月以内に売却される予定があれば、流動資産として分類される。

(ii) 借入及び未収入金

借入及び未収入金はデリバティブでない金融資産であり好況市場での時価がない確定債務である。それらは貸借対照表日付から非流動資産として表示される12ヶ月以降に満期が到来するものを除き流動資産として表示される。借入及び未収入金は「その他未収入金」、「証拠金勘定」並びに「現金及び現金同等物」として貸借対照表上に表示される。

(b) 認識及び消滅の認識

通常の投資有価証券の売買は、約定日基準、すなわち当ファンドが投資の購入又は売却を約定する日に認識される。金融資産評価勘定及び金融負債評価勘定は当初時価で認識される。取引費用は損益計算書上で費用処理される。

投資有価証券からキャッシュフローを受領する権利が失効または譲渡され、当ファンドが実質的にすべてのリスク及び所有から生じる報酬を譲渡した時、投資有価証券は消滅を認識する。

金融資産の売却時に、純売上利益とその帳簿価格との差額が損益計算書に計上される。

(c) 当初測定

金融資産評価勘定及び金融負債評価勘定は公正価値で認識される。金融資産評価勘定の取引費用は損益計算書に認識される。

(d) その後の測定

金融資産評価勘定及び金融負債評価勘定はその後、公正価値で計上される。借入及び未収入金はその後実効利息法を用いて償却原価で計上される。

通貨換算、利息並びに配当を含む金融資産評価勘定及び金融負債評価勘定の変動が生じたときに損益計算書に認識される。

(e) 減損

当ファンドは、金融資産または金融資産グループが減損している客観的証拠があるかどうかを各貸借対照表日付に評価し、そのような客観的証拠が存在する時点で減損引当金を認識する。

債務者の重大な財政難、債務者が破産手続きに入る可能性、支払の顕著な遅延はこれらの金融資産が減損している客観的な証拠となる。貸倒引当金の金額は資産の簿価と当初の実効金利で割り引いた将来のキャッシュフローの見積もりとの差額である。減損引当金の金額は損益計算書に認識される。

2.5 金融派生商品

スプレッド取引、先物取引、オプション、並びに外貨先渡取引を含むデリバティブは、デリバティブ契約が締結された日において公正価値で認識される。公正価値は好況市場の取引市場価格または店頭取引のデリバティブのディーラー価格から取得する。全てのデリバティブは公正価格がプラスなら資産、マイナスなら負債とされる。

当初認識におけるデリバティブの公正価値の最良の証拠は取引価格、すなわち受け渡す対価である。デリバティブのその後の公正価値の変動は直ちに損益計算書で認識される。

2.6 その他負債及び費用の引当金

その他負債及び費用の引当金は当ファンドが現在の法的または契約上の義務を過去の事象の結果として有し、その債務を履行するために資金の流出が必要となる可能性があり、かつ、金額の見積もりが確定したときに認識される。

2.7 創立費

創立費は発生したものとして費用処理される。

2.8 金融資産及び負債の公正価値の見積もり

売買目的有価証券のような好況市場で取引される金融資産及び負債の公正価値は貸借対照表日付時点の取引市場価格を基準とする。当ファンドが保有する金融資産に用いられる取引市場価格は最新の買呼値である；金融負債の適切な取引市場価格は最新の売呼値である。一口当たり純資産価格を計算するために金融商品の公正価値は当ファンドの目論見書の記載に従い、最終取引市場価格を基準としている。

償却原価での流動性の金融資産及び負債の公正価値は帳簿価格と近似する。

2.9 金融商品の相殺

金融資産と負債は、計上額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースで処理するか、または試算の換金と負債の処理を同時に行う意思がある場合に相殺され、純額が貸借対照表に記載される。

2.10 ブローカーの未収入金及び未払金

ブローカーの未収入金及び未払金は証券売却にかかる未収入金及び証券購入にかかる未払金で貸借対照表日付現在、約定したが受渡が済んでいないものである。

これらの金額は当初、公正価値で認識され、その後ブローカーからの未払金のための減損引当金を差し引き実効利息法で償却されたコストで測定される。ブローカーからの未払金にかかる減損引当金はブローカーから全額回収できない客観的な証拠があるときに設定される。ブローカーの重大な財政難、ブローカーの破産手続きに入る、あるいは財政的な再編の可能性、支払債務不履行はブローカーからの未払金が減損している兆候と考えられる。

ブローカーの未収入金及び未払金は本来、短期の債権債務であり、簿価は公正価値に近似する。

2.11 現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書の現金及び現金同等物は、価値が大きく変動しない金融機関の預金残高を含む。

2.12 未払金

未払金は当初、公正価値で認識され、その後、実効利息法により償却されたコストで認識される。

2.13 買戻可能受益証券

当ファンドは一つのクラスの買戻可能受益証券を発行し、それらは受益者の選択により買戻しでき、金融負債として分類される。

買戻可能受益証券は受益者が当ファンドに対し、受益証券を買い戻す権利を行使すれば、貸借対照表日付で未払買戻金額で計上される。

買戻可能受益証券は受益者の選択で発行時または買戻時における当ファンドの純資産総額に基づく価格で発行または買戻しされる。

当ファンドの一口当たり純資産価格は受益者に帰属する純資産を買戻可能受益証券口数残高で除して計算される。当ファンドの発行目論見書に従い、投資ポジションは発行及び買戻しのための一口当たり純資産価格を決める目的で最終取引市場価格に基づいて評価される。

2.14 分配金

受託会社は管理会社の決定により各会計年度で分配を行う。現在、分配は予定されていない。

2.15 租税

当ファンドはケイマン諸島で設立されている。

ケイマン諸島の現行法下では当ファンドが支払うべき所得税、相続税、譲渡税、売上税その他のケイマン諸島の税金は存在しない。

当ファンドは現在、投資所得に関して特定の国々による外国源泉税を負担している。投資所得は損益計算書で外国源泉税を控除せずに計上されている。外国源泉税は損益計算書で別の項目として表示されている。

3. 金融リスク管理

3.1 金融商品の使用戦略

当ファンドは投資取引を行っており、その活動により様々な金融リスクに晒され、それは価格リスク、金利リスク、通貨リスクを含む市場リスク、信用リスク並びに流動性リスクに限られない。

当ファンドの金融リスク管理方針実施にあたり、その全体的な責任は投資運用会社であるフェイム・アセット・マネジメント（アジア）ピーティーイー・リミテッドにあり、同社は特に金融市場の予測が不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務成績に潜在する悪影響を最小にすることを追求する。当ファンドはヘッジを実際の付随費用と投資のタイミングを考慮に入れる範囲内で取り入れる。

金融市場の予測不可能さを認識して、投資運用会社は当ファンドの運用成績への悪影響を最小にすることを追求し、当ファンド資産の活動及び投資について制限や方針を適用する。当ファンドはリスク抑制の方針、及びポートフォリオリスクが十分に分散され適切なポートフォリオの構成と当ファンドの発行目論見書に規定された厳格な投資制限の遵守を確保するための手続きを規定している。これらの方針は当ファンドの管理会社により承認されている。

デリバティブを適宜利用することにより原資産のリスク資産総額を創出し、あるいは許容な制約の中でポートフォリオにレバレッジがかけられる。

3.2 市場リスク

市場リスクは金利や為替相場の変動と証券価格の不安定さといった市況の変化により金融商品の価格が逆転する可能性のリスクである。

3.2.1 価格リスク

当ファンドは上場証券への投資及びその他オプションのような金融商品による価格リスクに晒される。当ファンドの上場証券及びオプションへの投資はこれらの金融商品の将来の価格の不確実性による価格リスクの影響を受け易い。

投資運用会社はその裁量でASEAN以外の国々に関連する証券に純資産の25%まで投資する権限がある。

価格リスクは当ファンドが価格変動の中で保有する市場ポジションを通じて受ける損失可能性を示す。当ファンドの活動の性質は直接、リターンが最大限となるような市場リスク資産総額となる。

それでもなお、リスクは業種及び日本を除くアジア地域に広く分散されている。

下表は当ファンド全体の１月31日現在の投資の市場リスク資産総額を要約したものである：

	2009		2008	
	時価 (米ドル)	買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産比率(%)	時価 (米ドル)	買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産比率(%)
上場株式	2,522,780	68.82%	7,164,000	64.40%

MSCI Far East ex Japan インデックス（米ドル建て）（「MSCIFExJインデックス」）はアロケーションでなく、地理的分布が当ファンドに類似している。投資運用会社は個々の持分の価値の変動を予測するため、MSCIFExJインデックスの動向をモニターする。

しかしながら、管理会社はインデックスを追跡する投資方針は管理しない。各計算期間の水準となるリターンは５％とする（「基準指標」）。

下表は当ファンドの受益証券の保有者に帰属する純資産の１月31日現在における株価にかかる外国為替レートの変動による影響を含む株価の変動への感応度を要約したものである。

財務報告基準107号は管理者に当ファンドが投資する市場のリスクを最も反映する関連するリスク変数を特定することを要求している。従って、分析はすべてのほかの変数が一定で、当ファンドの投資の公正価値がMSCIFExJインデックスと歴史的相関関係に従って変動しているとしたときに、MSCIFExJインデックスが25.88%（2008年：35.29%）増加し、20.47%減少（2008年：0.03%）したという推定に基づいている。これは、MSCIFExJインデックスの過去の予想変動率を考慮してMSCIFExJインデックスにおける可能性の投資運用会社による最良推定値である。

当ファンドが保有する投資のMSCIFExJインデックスとの歴史的相関関係はインデックスの収益の74.51%（2008年：61.67%）である。

下記の影響は当ファンドが保有する投資の公正価値の変動の可能性から発生する。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
インデックスにおける増加の受益証券の保有者に帰属する純資産への影響	706,995	2,420,323
インデックスにおける減少の受益証券の保有者に帰属する純資産への影響	(559,139)	1,755

表示された感応度分析は１月31日現在のポートフォリオ構成とMSCIFExJインデックスに対するポートフォリオを構成する証券の歴史的相関関係に基づいて作成されている。当ファンドのポートフォリオの構成とそのMSCIFExJインデックスとの相関関係は徐々に変化する。したがって、１月31日現在で作成された感応度分析は必ずしもMSCIFExJインデックスの水準の将来の変動の当ファンドの受益証券の保有者に帰属する純資産への影響の指標とはならない。

3.2.2 金利リスク

当ファンドの金融資産及び金融負債の大部分は現金及び現金同等物以外、利付きでない。2009年1月31日現在、現金及び現金同等物のほか、利付き金融資産及び負債についてリスクに晒されているのは5%未満である。したがって、当ファンドは市場金利の一般的なレベルの変動による大きな額のリスクには晒されない。当ファンドは借入をしていない。余剰の現金及び現金同等物は短期市場金利で投資される。したがって、金利の感応度分析は開示されない。

3.2.3 通貨リスク

当ファンドは機能通貨である米ドル以外の通貨建ての資産を保有している。従って当ファンドは為替レートの変動でその他通貨建て有価証券の価値が変動することによって通貨リスクに晒される。発行目論見書記載のとおり、当ファンドの方針は通貨ヘッジ取引を行わない。預金については当ファンドの方針は投資に必要な額を超えた外貨預金を機能通貨に交換する。

下表は1月31日現在における金融・非金融資産及び負債から主要な外貨に対する当ファンドのリスク資産総額を米ドル建てでまとめたものである：

2009年1月31日現在

	マレーシア									
	シンガポール・リングギット			インド・フィリピン			インドネシア・タイ		その他	合計
	米ドル (米ドル)	ル・ドル (米ドル)	ト (米ドル)	香港ドル (米ドル)	・ルビー (米ドル)	・ペソ (米ドル)	ア・ルピア (米ドル)	・パーツ (米ドル)	(米ドル)	米ドル
資産										
金融資産評価勘定	-	762,076	367,812	418,508	113,554	165,185	460,277	10,808	224,560	2,522,780
その他未収入金	-	-	498	-	552	-	-	-	848	1,898
証拠金勘定	167,369	-	-	-	-	-	-	-	-	167,369
現金及び現金同等物	678,898	18,896	119,200	11,578	118,925	2,435	30,821	71,152	8,429	1,060,334
資産合計	846,267	780,972	487,510	430,086	233,031	167,620	491,098	81,960	233,837	3,752,381
負債										
ブローカーへの										
未払金	-	-	-	-	-	-	4,390	-	-	4,390
その他未払金	81,755	109	200	97	-	-	-	63	53	82,277
負債合計（買戻可能 受益証券の保有者に 帰属する純資産を除 く）	81,755	109	200	97	-	-	4,390	63	53	86,667
純通貨リスク資産 総額	764,512	780,863	487,310	429,989	233,031	167,620	486,708	81,897	233,784	3,665,714

2008年1月31日現在

	マレーシア									合計 米ドル
	米ドル (米ドル)	シンガポ ル・ドル (米ドル)	マレーシ ア・リンギ ット (米ドル)	香港ドル (米ドル)	インド・ ルピー (米ドル)	フィリピン ・ペソ (米ドル)	インドネシ ア・ルピア (米ドル)	タイ・ バーツ (米ドル)	その他 (米ドル)	
資産										
金融資産評価勘定	443,580	1,968,221	1,151,705	1,388,544	558,393	249,370	234,925	269,900	899,362	7,164,000
その他未収入金	13,557	-	480	-	-	-	-	-	5,462	19,499
証拠金勘定	1,049,106	-	-	-	-	-	-	-	-	1,049,106
現金及び現金同等物	1,402,996	46,645	676,800	372	539,372	2,862	80,983	27,086	634,628	3,411,744
資産合計	2,909,239	2,014,866	1,828,985	1,388,916	1,097,765	252,232	315,908	296,986	1,539,452	11,644,349
負債										
ブローカーへの										
未払金	-	39,868	-	-	-	-	-	-	-	39,868
その他未払金	481,447	542	389	288	-	-	-	67	244	482,977
負債合計(買戻可能 受益証券の保有者に 帰属する純資産を除 く)	481,447	40,410	389	288	-	-	-	67	244	522,845
純通貨リスク資産 総額	2,427,792	1,974,456	1,828,596	1,388,628	1,097,765	252,232	315,908	296,919	1,539,208	11,121,504

当ファンドはすべての金融資産及び負債が機能通貨建てであるため、重大な通貨リスクはない。したがって、通貨リスクの感応度分析は作成されない。

3.3 流動性リスク

当ファンドの流動性リスクは主に買戻可能受益証券の買戻から生じる。当ファンドは主にその資産の大部分を好況市場で取引される証券に投資する。未上場証券への投資は5%の制限内で許される。

当ファンドは買戻対応や短期のつなぎのために短期借入をすることができる。資金拠出の継続性を確保するために、専任者は当ファンドの流動性ポジションを十分な現金と流動資産が期限到来時の支払いに対応できるように日々、監視する責任がある。

当ファンドはいつでも組織化された市場かつ流動性のある店頭市場のデリバティブ取引に投資することができる。したがって、当ファンドは迅速にこれらの証券への投資を流動化の必要性に対応するため、または特定の発行体の信用度の低下のような特定の事象に応じて公正な価値に近い金額で流動化することができないことがある。

受益証券は受益者の選択で買戻可能である。

下表の分析は貸借対照表日付の契約上の満期までの残存期間でグループ分けした当ファンドの金融負債である。下表の金額は契約上の割引されないキャッシュフローである。

12ヶ月以内の満期の残高は簿価に近似しており、その割引の影響は重大ではない。

	2009年1月31日現在		
	要求払い 米ドル	満期が 3ヶ月以内 米ドル	合計 米ドル
ブローカーへの未払金	-	4,390	4,390
その他未払金	-	82,277	82,277
買戻可能受益証券の保有者に帰属する 純資産（最終取引市場価格）	3,698,701	-	3,698,701

	2008年1月31日現在		
	要求払い 米ドル	満期が 3ヶ月以内 米ドル	合計 米ドル
ブローカーへの未払金	-	39,868	39,868
その他未払金	-	482,977	482,977
買戻可能受益証券の保有者に帰属する 純資産（最終取引市場価格）	11,207,829	-	11,207,829

3.4 信用リスク及び取引先リスク

当ファンドは信用リスクに晒されている。信用リスクは取引先が期限に全額を支払うことができないリスクで発行体、ブローカー、カストディアン、銀行といった取引先との取引が含まれる。

貸借対照表日付で発生した損失がある場合、貸倒引当金とする。管理会社は適切に信用スクリーニング及び信用リスクのモニタリングをする手順を整えている。

上場証券のすべての取引は公認ブローカーにより、受渡時に決済される。債務不履行のリスクは低いと考えられており、証券の受渡はブローカーが支払いを受けたときに限り行われる。支払いは証券がブローカーにより受け取られたときに行われる。取引はいずれかが債務に応じられないとき、完結しない。

当ファンドの信用リスクは現金及び現金同等物から生じ、ブローカーに対する信用リスクは未決済で契約済みの取引から生じる。当ファンドはカストディアン及び取引先による債務不履行があった際に、カストディアン及び取引先保管の資産が回復不能になるリスクにもリスク資産総額がある。下表は2009年1月31日現在及び2008年1月31日現在、当ファンドの資産が保管されている銀行、カストディアン、取引先の信用格付けをまとめたものである。

	2009年		2008年	
	純資産比率 %	ムーディーズ 格付	純資産比率 %	ムーディーズ 格付
香港上海銀行	97.75	B+	95.09	B+
DBS Vickers	4.57	Aa1	9.43	Aa1

報告日現在の信用リスクの最大値は財務諸表の簿価である。

4. 金融資産及び負債評価勘定の純変動

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
金融資産及び負債評価勘定の純変動		
- 実現	(1,741,915)	6,474,373
- 未実現	(1,549,260)	(3,025,649)
	<u>(3,291,175)</u>	<u>3,448,724</u>

5. 分配金

管理会社は2009年1月31日終了年度において受益者に分配金の支払いを提案していない（2008年：なし）。

6. 金融資産評価勘定

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
上場株式	<u>2,522,780</u>	<u>7,164,000</u>

7. その他未収入金

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
未受取配当金	<u>1,898</u>	<u>19,499</u>

その他未収入金の簿価は公正価値に近似する。

8. 証拠金勘定

証拠金勘定はブローカー保管のオプション取引にかかる証拠金勘定である。オプション契約が購入または売却されたとき、当初の証拠金は契約の額面金額に基づいてブローカーに支払われる。その後の契約金額の変動により変動証拠金という追加証拠金の支払い、または余剰証拠金及び／または未実現収益の受取りのいずれかが必要となる。

9. 現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書作成において、当ファンドの現金及び現金同等物は当初の満期が90日以内の下記の残高で構成される：

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
銀行預金	<u>1,060,334</u>	<u>3,411,744</u>

現金及び現金同等物は保管銀行に預金されている資金である。貸借対照表日現在、現金及び現金同等物の簿価は公正価値に近似する。

10. その他未払金

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
受益者への未払買戻代金	44,055	436,793
未払運用会社報酬	2,713	9,530
未払販売報酬及び未払代行協会員報酬	2,374	8,340
未払保管銀行報酬及び未払登録事務報酬	1,574	3,051
未払受託報酬	849	849
未払監査報酬	28,998	19,624
未払管理報酬	1,714	4,790
	<u>82,277</u>	<u>482,977</u>

貸借対照表日現在、その他未払金の簿価は公正価値と近似する。

11. 関連当事者取引

一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または財務上及び経営上の意思決定において他方当事者に重大な影響を及ぼす場合、それらの当事者は関連当事者とみなされる。

財務諸表に表示される関連当事者情報に加えて、会計年度中、通常の営業課程で関連当事者と下記の取引が行われた。

(a) 管理報酬

当ファンドはFCインベストメント・リミテッド（「管理会社」）により管理されるケイマン諸島に設立された免税のファンドである。管理会社は管理報酬として各評価日の純資産総額の年率0.09%を四半期毎に後払いで受け取る。

管理会社は当ファンド資産を管理するためにシンガポールに設立された投資運用会社であるフェイム・アセット・マネジメント（アジア）ピーティーイー・リミテッド（「投資運用会社」）と投資運用契約を締結している。

投資運用会社は投資運用報酬及び実績報酬を当ファンドから受け取る。投資運用報酬は各評価日に純資産総額の年率0.8%で計算され、四半期毎に後払いで支払われる。実績報酬は各四半期のハイ・ウォーターマークを超える実現または未実現の当ファンド収益の10%相当額を四半期毎に計算され、支払われる。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
当期投資運用報酬	59,818	127,858
当期管理報酬	6,239	13,563
当期実績報酬	<u>-</u>	<u>597,175</u>

(b) 受託報酬

受託会社は年10,000米ドルの受託報酬を受け取る権利を有する。

(c) 保管及び管理事務代行報酬

当ファンドはHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（シンガポール）リミテッドと一定の報酬で保管及び管理事務代行業務を提供する契約を締結している。報酬は年率0.11%で各評価日に計算され発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
当期保管及び管理事務代行報酬	17,470	22,078

2009年1月31日現在、銀行預金は1,060,334米ドル（2008年: 3,411,744米ドル）が保管銀行及び管理事務代行会社の関連会社である香港上海銀行に預金されていた。当期におけるこれらの残高についての受取利息は4,370米ドル（2008年: 46,064米ドル）であった。

(d) 登録事務報酬

受託会社の関連会社であるHSBC インスティテューショナル・トラスト・サービス（シンガポール）リミテッドは登録事務業務を受託しており、当期は登録事務報酬5,127米ドル（2008年: 6,255米ドル）を受け取った。

12. 買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産

当ファンドの発行目論見書の規定に従い、上場証券及び証券取引所または店頭取引市場での取引価格のついた証券は販売及び買戻の一口当たり純資産価格及び各種報酬額の計算のために取引最終価格を参照して評価される。財務報告基準により要求され注記2.8で詳細が説明されている当ファンドの会計方針に従い、保有する上場証券のポジションは最終買付値を基準として再評価されている。

さらに、発行目論見書の規定に従い、当ファンド組成に伴う政府機関、設立費、法律、会計その他専門家報酬並びに費用を含む当ファンドの創立費は6ヶ月を超える期間で償却される。しかし、財務報告基準に従い、創立費は発生したときに費用処理されなければならない（注記2.7）。

財務報告基準で定められた評価方法と発行目論見書記載の方法との違いにより、2009年1月31日現在、当ファンドの純資産総額は32,987米ドル（2008年: 86,325米ドル）増加、償却された創立費については、該当なし（2008年: 20,184米ドル）、投資ポジションを買付値に調整したことにより32,987米ドル（2008年: 66,141米ドル）の差異となった。損益計算書で認識された調整額は税引後53,338米ドルの損失増加または収益減少（2008年: 54,457米ドル）である。

13. 比較数値

取引費用は当期の分類に合わせるために分類替えされた。

前期の取引費用は実現及び未実現の金融資産評価勘定の純変動に含まれていた。シンガポール財務報告基準39号金融商品：認識と測定に準拠して、取引費用は別々に損益計算書上で計算される。買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産に影響はない。

14. 後発事象

当ファンドは2009年1月31日現在、Fibrechem Technologies Limited（「Fibrechem社」）の普通株式300,000株を保有し、それは約38,000米ドル、純資産総額の1.03%に相当する。同社は中国を拠点としシンガポール証券取引所（「SGX」）に上場する化学繊維製品の製造及び販売業者である。

Fibrechem社株の取引はSGXにより2009年2月25日から次の知らせがあるまで停止されている。Fibrechem社は2009年1月31日に取引停止前の株価である1株0.20米ドルから1株0.105米ドルにした。

取引停止の理由はFibrechem社とその監査人が、2008年12月31日現在のグループ間取引の未収入金と現金残高の監査の終了に関し、ある難題に直面したことによる。

管理会社、投資運用会社並びに受託会社は取引停止の後、最新情報がないため、2009年5月27日、保守的に純資産総額の0.41%相当を貸倒処理することにした。

15. 新しい会計基準及び財務報告基準解釈指針

特定の新しい基準、既存の基準の改正及び解釈指針が発行されており、2009年2月1日以降開始で当ファンドが早期に適用していない会計年度については強制される。当ファンドのこれらの基準、改正並びに解釈指針で当ファンドに関連のあるものの適用による影響の評価は下記のとおりである。

改正財務報告基準32号 金融商品: 表示及び財務報告基準1号金融商品の表示- 売付可能金融商品及び流動化に際し生じる義務(2009年1月1日以降開始の会計年度について適用)。

財務報告基準32号により金融商品は、その保有者が発行体に対し、現金化のために買い戻し請求することができるものであれば、負債として分類される。財務報告基準32号及び財務報告基準1号の改正（「改正」）により、売却可能金融商品を含む特定の金融商品は、それらが特定の特徴があり特定の条件に合うときに、持分として分類される。また、改正により、負債から持分に分類替えされた金融商品及び持分として分類された売却可能金融商品に追加の開示が必要となった。

当ファンドは改正を2009年2月1日から適用し、買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産を負債から持分に分類替えする。当ファンドはまた、改正により生じた要求に適合する比較情報を準備する。買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産に影響はない。

[次へ](#)

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

BALANCE SHEET

As at 31 January 2009

	Note	2009 US\$	2008 US\$
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	6	2,522,780	7,164,000
Other receivables	7	1,898	19,499
Margin account	8	167,369	1,049,106
Cash and cash equivalents	9	1,060,334	3,411,744
Total assets		3,752,381	11,644,349
Liabilities			
Due to brokers		4,390	39,868
Other payables	10	82,277	482,977
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)		86,667	522,845
Net assets attributable to holders of redeemable units (at bid market prices and expensing off of preliminary expenses)		3,665,714	11,121,504
Represented by:			
Net assets attributable to holders of redeemable units (at last traded market prices and capitalising of preliminary expenses)		3,698,701	11,207,829
Adjustment from bid market prices to last traded market prices	12	(32,987)	(66,141)
Adjustment from expensing off of preliminary expenses to capitalising of preliminary expenses	12	-	(20,184)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

INCOME STATEMENT

For the financial year ended 31 January 2009

	Note	2009 US\$	2008 US\$
Income			
Dividend income		176,760	250,348
Interest income		13,349	82,339
Sundry income		76	-
Net foreign exchange (loss)/gain		(69,655)	126,140
Net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	4	(3,291,175)	3,448,724
Net (loss)/income		(3,170,645)	3,907,551
Expenses			
Accounting and professional fees		51,592	54,510
Agent fees		13,865	30,140
Auditor's remuneration		40,118	1,710
Custody fee	11	17,470	22,078
Distributor fee		34,662	75,351
Investment Manager fee	11	59,818	127,858
Manager fee	11	6,239	13,563
Performance fee	11	-	597,175
Printing and advertising fees		45,800	53,637
Registrar fees	11	5,127	6,255
Transaction fees		35,182	123,768
Trustee fees	11	10,000	10,000
Other operating expenses		4,611	27,705
Total operating expenses		324,484	1,143,750
(Loss)/profit before tax		(3,495,129)	2,763,801
Withholding taxes		(19,537)	(24,448)
(Loss)/profit after tax		(3,514,666)	2,739,353
Adjustment from bid market prices to last traded market prices	12	(33,154)	(34,323)
Adjustment from expensing off of preliminary expenses to capitalising of preliminary expenses	12	(20,184)	(20,134)
(Decrease)/increase in net assets attributable to holders of redeemable units from operations		(3,568,004)	2,684,896

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS

For the financial year ended 31 January 2009

	2009		2008	
	Number of units	US\$	Number of units	US\$
Net assets attributable to holders of redeemable units at 1 February (at bid market prices)	66,422	11,121,504	105,319	15,010,518
Represented by:				
- Adjustment from bid market prices to last traded market prices	-	66,141	-	100,464
Adjustment from expensing off of preliminary expenses to capitalising of preliminary expenses	-	20,184	-	40,318
Net assets attributable to holders of redeemable units at 1 February (at last traded market prices)	66,422	11,207,829	105,319	15,151,300
Proceeds from redeemable units issued	1,242	192,094	2,636	430,277
Redemption of redeemable units	(27,859)	(4,133,218)	(41,533)	(7,058,644)
Net decrease from units transactions	(26,617)	(3,941,124)	(38,897)	(6,628,367)
(Loss)/profit after tax	-	(3,514,666)	-	2,739,353
Adjustment from bid market prices to last traded market prices	-	(33,154)	-	(34,323)
Adjustment from expensing off of preliminary expenses to capitalising of preliminary expenses	-	(20,184)	-	(20,134)
Net assets attributable to holders of redeemable units at 31 January (at last traded market prices)	39,805	3,698,701	66,422	11,207,829

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

CASH FLOW STATEMENT

For the financial year ended 31 January 2009

	2009 US\$	2008 US\$
Cash flows from operating activities		
Net (loss)/profit after tax	(3,514,666)	2,739,353
Adjustment for:		
Tax expense	19,537	24,448
Dividend income	(176,760)	(250,348)
Interest income	(13,349)	(82,339)
Unrealised translation loss/(gain)	57,797	(124,622)
Operating cash flow before working capital changes	(3,627,441)	2,306,492
Changes in operating assets and liabilities		
Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss	4,641,220	3,738,320
Receivables	-	1,161,388
Due to brokers	(35,478)	-
Margin deposits	881,737	(903,777)
Payables	(7,962)	(6,728)
Cash generated from operations	1,852,076	6,295,695
Dividend received	194,361	253,045
Taxes paid	(19,537)	(24,448)
Interest received	13,349	82,339
Net cash inflow from operating activities	2,040,249	6,606,631
Cash flows from financing activities		
Proceeds from issue of units	192,094	456,047
Redemption of redeemable units	(4,525,956)	(6,724,799)
Net cash outflow from financing activities	(4,333,862)	(6,268,752)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents held	(2,293,613)	337,879
Cash and cash equivalents at the beginning of the financial year	3,411,744	2,949,243
Effects of currency translation on cash and cash equivalents	(57,797)	124,622
Cash and cash equivalents at the end of the financial year	1,060,334	3,411,744

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

These notes form an integral part of and should be read in conjunction with the accompanying financial statements.

1. General

Pheim-Aizawa Asia Fund (the "Fund"), a Cayman Islands Trust, was formed in Cayman Islands on 24 December 2003 and was launched on February 4, 2004. The address of the Fund's registered office is P.O. Box 484, HSBC House, 68 West Bay Road, KY1-1106, Grand Cayman, Cayman Islands.

The investment objective of the Fund is to derive income and long-term capital appreciation through the acquisition of equity and equity-related securities, fixed income securities, cash and cash equivalents at a reasonable level of risk. The Fund will have a finite life of 100 years from the date of the Trust Deed. In the event the Net Asset Value of the Fund at any time falls below US\$10,000,000, the Fund may be terminated by the Manager, FC Investment Ltd. If the Fund is terminated, the Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, will give notice of such termination to all unitholders.

In line with the Fund's investment objective and policy, the investments are generally in small/medium companies listed on the stock exchanges in the Far East comprising Singapore, Malaysia, Thailand, Philippines, Indonesia, China, Hong Kong, Taiwan and South Korea ("ASEAN"). Investments in ASEAN countries involve certain considerations and risks not typically associated with investments in more developed markets. In addition to their smaller size, lesser liquidity and greater volatility, The ASEAN securities markets are less developed and there is often substantially less publicly available information about ASEAN issuers than there is in developed markets. The trading volume in respect of the securities listed on the stock exchanges of ASEAN countries may be substantially less than that of the world's leading stock markets. In addition, the valuation and recoverability of the securities in these financial statements are based on conditions prevailing and information available at 31 January 2009, updated for material changes to the date of these financial statements. The ongoing economics uncertainties in the countries in the region will continue to impact on the assessment of such valuations.

FC Investments Ltd. (the "Manager"), a Cayman Islands company, acts as the Fund manager. The Manager has appointed Pheim Asset Management (Asia) Pte Ltd. (the "Investment Manager"), a Singapore company, to provide investment advisory and fund management services to the Fund.

HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee"), a Cayman Islands company, provides trustee and registrar services to the Fund. By a Deed of Retirement and Appointment made on 23 October 2008 among HSBC International Trustee Limited (the "retired trustee"), HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "new trustee") and the Manager, the retired trustee retired as trustee of the Fund and the new trustee was appointed as the replacement trustee on 30 October 2008.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

1. General (continued)

HSBC Institutional Trust Services. (Singapore) Limited (the "Administrator") provides fund administration and custodian services to the Fund.

The financial statements were authorised for issue by the Manager on 9 July 2009.

2. Significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the presentation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

2.1 Basis of presentation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with Singapore Financial Reporting Standards("FRS"). The financial statements have been prepared under the historical cost convention except as disclosed in the accounting policies below.

The preparation of financial statements in conformity with FRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Management to exercise its judgment in the process of applying the Fund's accounting policies. There is no area involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where estimates and assumptions are significant to the financial statements.

Interpretations and amendment to published standards effective in 2008

On 1 February 2008, the Fund adopted the new or amended FRS and Interpretations to FRS ("INT FRS") that are mandatory for application from that date. Changes to the Fund's accounting policies have been made as required, in accordance with the relevant transitional provisions in the respective FRS and INT FRS.

The following are the new or amended FRS that are relevant to the Fund:

FRS 107	Financial Instruments: Disclosures
Amendments to FRS 1	Presentation of Financial Statements - Capital Disclosures

In addition, amendments to FRS 39 - Financial Instruments: Recognition and Measurement and FRS 107 - Financial Instruments: Disclosures - Reclassifications of Financial Assets, were adopted by the Fund with effect from 1 February 2008.

The adoption of the above new or amended FRS did not result in any substantial changes to the Fund's accounting policies.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

2. Significant accounting policies(continued)**2.2 Foreign currency translation***(a) Functional and presentation currency*

The Fund regards United States of America dollar as its functional currency, as United States is the primary economic environment where it raises its funds to which the Fund is exposed. The financial statements are presented in United States Dollar ("USD"), which is the Fund's functional and presentation currency.

(b) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into United States Dollar using the exchange rates prevailing at the date of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into USD using the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Foreign exchange gains and losses arising from translation are included in the income statement. Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets carried at fair value through profit or loss are presented in the income statement within "net changes in fair value on financial assets at fair value through profit and loss".

2.3 Revenue recognition

Interest income is recognised on a time proportioned basis using the effective interest method.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established.

2.4 Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss*(a) Classification*

The Fund classifies its investments in the following categories: at fair value through profit or loss and loans and receivables. The classification depends on the purpose for which the financial assets and liabilities were acquired. Management determines the classification of its financial assets and liabilities as fair value through profit or loss at initial recognition and this designation is irrevocable.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

2. Significant accounting policies(continued)**2.4 Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss**(continued)*(a) Classification*(continued)*(i) Financial assets and liabilities, at fair value through profit or loss*

The Fund categorises its financial assets at fair value through profit or loss as “financial assets held for trading”. A financial asset is classified as held for trading if acquired principally for the purpose of selling in the short term. Derivatives are also categorised as “held for trading” unless they are designated as hedges. Assets in this category are classified as current assets if they are either held for trading or are expected to be realised within 12 months after the balance sheet date.

(ii) Loans and receivables

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They are presented as current assets, except for those maturing later than 12 months after the balance sheet date which are presented as non-current assets. Loans and receivables are presented as “Other receivables”, “Margin account” and “Cash and cash equivalents” on the balance sheet.

(b) Recognition and derecognition

Regular purchases and sales of investments are recognised on the trade date – the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the income statement.

Financial assets are derecognised when the right to receive cash flows from the investments have expired or have been transferred and the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

On sale of a financial asset, the difference between the net sale proceeds and its carrying amount is taken to the income statement.

(c) Initial Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are recognised at fair value. Transaction costs for financial assets at fair value through profit or loss are recognised in the income statement.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

2. Significant accounting policies(continued)**2.4 Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss**(continued)*(d) Subsequent measurement*

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are subsequently carried at fair value. Loans and receivables are subsequently carried at amortised cost using the effective interest method.

Changes in the fair value of financial assets and liabilities, at fair value through profit or loss including the effects of currency translation, interest and dividend are recognised in the income statement when the changes arise.

(e) Impairment

The Fund assesses at each balance sheet date whether there is objective evidence that a financial asset or a group of financial assets is impaired and recognised an allowance for impairment when such evidence exists.

Significant financial difficulties of the debtor, probability that the debtor will enter bankruptcy and default or significant delay in payments are objective evidence that these financial assets are impaired. The amount of the allowance is the difference between the asset's carrying amount and the present value of estimated future cash flows, discounted at the original effective interest rate. The amount of the allowance for impairment is recognised in the income statement.

2.5 Derivative financial instruments

Derivatives including contracts for difference, future contracts, options and forward foreign currency are recognised at fair value on the date on which a derivative contract is entered into and are subsequently re-measured at their fair value. Fair values are obtained from quoted market prices in active markets or dealers' quotes for over the counter ("OTC") derivative instruments. All derivatives are carried as assets when fair value is positive and as liabilities when fair value is negative.

The best evidence of the fair value of a derivative at initial recognition is the transaction price (i.e., the fair value of the consideration given or received). Subsequent changes in the fair value of any derivative instrument are recognised immediately in the income statement.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

2. Significant accounting policies(continued)**2.6 Provisions for other liabilities and charges**

Provisions for other liabilities and charges are recognised when the Fund has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is more likely than not that an outflow of resources will be required to settle the obligation and the amount has been reliably estimated.

2.7 Preliminary expenses

Preliminary costs are expensed as incurred.

2.8 Fair value estimation of financial assets and liabilities

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets (such as trading securities) are based on quoted market prices at the balance sheet date. The quoted market price used for financial assets held by the Fund is the current bid price; the appropriate quoted market price for financial liabilities is the current asking price. For the purpose of calculating the published NAV per Unit, the fair value of financial instruments is based on last traded price as set forth in the Fund's Explanatory Memorandum.

The fair values of current financial assets and liabilities carried at amortised cost approximate their carrying amounts.

2.9 Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the balance sheet when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

2.10 Due from and due to brokers

Amounts due from and due to brokers represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered on the balance sheet date respectively.

These amounts are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less provision for impairment for amounts due from brokers. A provision for impairment of amounts due from brokers is established when there is objective evidence that the Fund will not be able to collect all amounts due from the relevant broker. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganisation, and default in payments are considered indicators that the amount due from brokers is impaired.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

2. Significant accounting policies(continued)**2.10 Due from and due to brokers** (continued)

The amounts due from and due to brokers are short-term in nature and the carrying amounts approximate the fair value.

2.11 Cash and cash equivalents

For the purpose of presentation in the cash flow statement, cash and cash equivalents include balances held with financial institution which is subject to an insignificant risk of change in value.

2.12 Payables

Payables are initially recognised at fair value and subsequently carried at amortised cost, using the effective interest method.

2.13 Redeemable units

The Fund issues one class of redeemable units which are redeemable at the holder's option and are classified as financial liabilities.

The redeemable units are carried at the redemption amount that is payable at the balance sheet date if the holder exercises the right to put the units back to the Fund.

Redeemable units are issued and redeemed at the holder's option at prices based on the Fund's net asset value per unit at the time of issue or redemption.

The Fund's net asset value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to the holders of redeemable units with the total number of outstanding redeemable units. In accordance with the provisions of the Fund's Explanatory Memorandum, investment positions are valued based on the last traded market price for the purpose of determining the net asset value per unit for subscriptions and redemptions.

2.14 Distribution

The Trustee may make distributions in respect of each accounting period determined by the Manager. It is not currently intended that any such distribution will be made.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

2. Significant accounting policies(continued)**2.15 Taxation**

The Fund is domiciled in the Cayman Islands.

Under current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, transfer, sales or other Cayman Islands taxes payable by the Fund.

The Fund currently suffers withholding tax imposed by certain countries on investment income. Such income is recorded gross of withholding tax in the income statement. Withholding taxes are shown as a separate item in the income statement.

3. Financial risk management**3.1 Strategy in using financial instruments**

The Fund is involved in investment trading and its activities expose it to a variety of risks but not limited to market risk (including price risk, interest rate risk and currency risk), credit risk and liquidity risk.

The overall responsibility for the implementation of the Fund's financial risk management policies to manage these risks lies with the Investment Manager, Pheim Asset Management Pte Ltd, who, among other things, focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the financial performance of the Fund. The Fund undertakes hedging only to the extent that it is practical taking into account the costs involved and the timing of investments. Recognising the unpredictability of financial markets, the Investment Manager seeks to minimise potential adverse effects on the financial performance of the Fund by adopting restrictions and policies relating to the activities and investment of assets of the Fund. The Fund has laid down policies and procedures for risk containment by ensuring that the portfolio risks are well diversified through appropriate portfolio mix and strict adherence to investment restrictions as set out in the Fund's Explanatory Memorandum. These policies are approved by the Managers of the Fund.

Derivative financial instruments may be used from time to time to either create an exposure to an underlying instrument, or to leverage the portfolio within acceptable constraints.

3.2 Market risk

Market risk is the risk of potential adverse changes to the value of financial instruments because of changes in market conditions such as interest rate and currency rate movements and volatility in security prices.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

3. Financial risk management(continued)

3.2 Market risk(continued)3.2.1 *Price risk*

The Fund is exposed to price risk from its investment in quoted equities and in other financial instrument such as options. The Fund's investments in quoted equities and options are susceptible to price risk arising from uncertainties about future prices of these financial instruments.

The Investment Manager is authorised in its discretion to invest up to 25% of the net assets of the Fund in securities relating to non-ASEAN member countries.

It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The nature of the Fund's activities directly results in market risk exposures being taken so as to maximise returns.

Nevertheless, risk is generally diversified among industries and Asia ex-Japan geographies.

The table below summarises the Fund's overall market risk exposure of investments at 31 January:

	2009		2008	
	Fair value US\$	% of net assets attributable to holders of redeemable units	Fair value US\$	% of net assets attributable to holders of redeemable units
Quoted equities	2,522,780	68.82%	7,164,000	64.40%

The MSCI Far East ex Japan Index US\$ ("the MSCIFExJ") has a geographical spread (though not allocation) similar to the Fund. The Investment Manager closely monitors the movement on MSCIFExJ so as to anticipate the fluctuation in the value of individual equities. However, the Manager does not manage the Fund's investment strategy to track the Index. The benchmark Return for each calendar year is 5% ("benchmark index").

The table below summarises the sensitivity of the Fund's net assets attributable to holders of redeemable units to equity price movements, including the effect of movements in foreign currency exchange rates on equity prices, as at 31 January.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

*For the financial year ended 31 January 2009***3. Financial risk management(continued)****3.2 Market risk(continued)****3.2.1 Price risk(continued)**

FRS 107 requires management to identify a relevant risk variable that is most reflective of the risk of the markets in which the Fund invests in. Hence, the analysis is based on the assumptions that the MSCIFExJ increased by 25.88% (2008: 35.29%) and decreased by 20.47% (2008: 0.03%), with all other variables held constant and that the fair value of the Fund's underlying investments moved according to their historical correlation with the MSCIFExJ. This represents management's best estimate of a reasonable possible shift in the MSCIFExJ, having regard to the historical volatility of the MSCIFExJ.

The historical correlation of the Fund's underlying investments with movements in MSCIFExJ is 74.51% (2008: 61.67%) of the index gain.

The impact below arises from the reasonable possible change in the fair value of the Fund's underlying investments.

	2009 US\$	2008 US\$
Effect on net assets attributable to holders of redeemable units of an increase in the index	706,995	2,420,323
Effect on net assets attributable to holders of redeemable units of a decrease in the index	<u>(559,139)</u>	<u>1,755</u>

The sensitivity analysis presented is based upon the portfolio composition as at 31 January and the historical correlation of the securities comprising the portfolio to the MSCIFExJ. The composition of the Fund's investment portfolio, and the correlation thereof to the MSCIFExJ, is expected to change over time. Accordingly, the sensitivity analysis prepared as of 31 January is not necessarily indicative of the effect on the Fund's net assets attributed to holders of redeemable units of future movements in the level of MSCIFExJ.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

3. Financial risk management(continued)**3.2 Market risk**(continued)*3.2.2 Interest rate risk*

The majority of the Fund's financial assets and liabilities are non-interest bearing, other than cash and cash equivalents. As at 31 January 2009, other than cash and cash equivalent, the Fund had less than 5% exposure to financial assets and liabilities that were interest bearing. As a result, the Fund is not subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. The Fund does not borrow money. Any excess cash and cash equivalents are invested at short-term market interest rates. Accordingly, no interest rate sensitivity analysis has been disclosed.

3.2.3 Currency risk

The Fund holds assets denominated in currencies other than the USD, the functional currency. It is therefore exposed to currency risk, as the value of the securities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. As stated in the explanatory memorandum, the Fund's policy is not to enter into any currency hedging transactions. As for cash deposits, the Fund's policy is to convert foreign currency deposits that are in excess of investment requirements into the functional currency.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

3. Financial risk management(continued)

3.2 Market risk(continued)

3.2.3 Currency risk(continued)

The table below summarises the Fund's exposure to key foreign currencies from its monetary and non-monetary assets and liabilities, expressed in US dollars, at 31 January:

As at 31 January 2009										
	USD US\$	SGD US\$	MYR US\$	HKD US\$	INR US\$	PHP US\$	IDR US\$	THB US\$	Other US\$	Total US\$
Assets										
Financial assets at fair value										
through profit or loss	-	762,076	367,812	418,508	113,554	165,185	460,277	10,808	224,560	2,522,780
Other receivables	-	-	498	-	552	-	-	-	848	1,898
Margin account	167,369	-	-	-	-	-	-	-	-	167,369
Cash and cash equivalents	678,898	18,896	119,200	11,578	118,925	2,435	30,821	71,152	8,429	1,060,334
Total assets	846,267	780,972	487,510	430,086	233,031	167,620	491,098	81,960	233,837	3,752,381
Liabilities										
Due to brokers	-	-	-	-	-	-	4,390	-	-	4,390
Other payables	81,755	109	200	97	-	-	-	63	53	82,277
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)	81,755	109	200	97	-	-	4,390	63	53	86,667
Net currency exposure	764,512	780,863	487,310	429,989	233,031	167,620	486,708	81,897	233,784	3,665,714

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

3. Financial risk management(continued)

3.2 Market risk(continued)

3.2.3 Currency risk(continued)

As at 31 January 2008

	USD US\$	SGD US\$	MYR US\$	HKD US\$	INR US\$	PHP US\$	IDR US\$	THB US\$	Other US\$	Total US\$
Assets										
Financial assets at fair value	443,580	1,968,221	1,151,705	1,388,544	558,393	249,370	234,925	269,900	899,362	7,164,000
through profit or loss										
O t h e r										
receivables	13,557	-	480	-	-	-	-	-	5,462	19,499
Margin account	1,049,106	-	-	-	-	-	-	-	-	1,049,106
Cash and cash equivalents	1,402,996	46,645	676,800	372	539,372	2,862	80,983	27,086	634,628	3,411,744
Total assets	2,909,239	2,014,866	1,828,985	1,388,916	1,097,765	252,232	315,908	296,986	1,539,452	11,644,349
Liabilities										
Due to brokers	-	39,868	-	-	-	-	-	-	-	39,868
Other payables	481,447	542	389	288	-	-	-	67	244	482,977
Total liabilities (excluding net a s s e t s attributable to holders of redeemable units)	481,447	40,410	389	288	-	-	-	67	244	522,845
Net currency exposure	2,427,792	1,974,456	1,828,596	1,388,628	1,097,765	252,232	315,908	296,919	1,539,208	11,121,504

[前へ](#) [次へ](#)

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

3. Financial risk management (continued)

3.2 Market risk (continued)3.2.3 *Currency risk* (continued)

The Fund has no significant currency risk as substantially all monetary assets and liabilities are denominated in its functional currency. No currency risk sensitivity analysis is presented.

3.3 Liquidity risk

The Fund's liquidity risk arises mainly from redemptions of redeemable units. The Fund invests the majority of its assets in investments that are traded in an active market. Investments in unlisted securities are allowed within 5% deviation limit.

The Fund has the ability to borrow in the short-term for the purposes of meeting redemptions and short-term bridging requirements. To ensure continuity of funding, dedicated personnel are responsible for monitoring the Fund's liquidity position on a daily basis to ensure that sufficient cash resources and liquid assets are available to meet liabilities as and when they fall due.

The Fund may, from time to time, invest in derivative contracts traded over the counter, which are not traded in an organised market and may be illiquid. As a result, the Fund may not be able to liquidate promptly its investments in these instruments at an amount close to their fair value to meet its liquidity requirements or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer.

Units are redeemable at the holder's option.

The table below analyses the Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the balance sheet date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows.

Balances due within 12 months approximate their carrying values as the impact of discounting is not significant.

	As at 31 January 2009		
	Repayable on demand US\$	Less than 3 months US\$	Total US\$
Due to brokers	-	4,390	4,390
Other payables	-	82,277	82,277
Net assets attributable to holders of redeemable units (at last-traded market prices)	3,698,701	-	3,698,701

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

3. Financial risk management (continued)

3.3 Liquidity risk (continued)

	As at 31 January 2008		
	Repayable on demand US\$	Less than 3 months US\$	Total US\$
Due to brokers	-	39,868	39,868
Other payables	-	482,977	482,977
Net assets attributable to holders of redeemable units (at last-traded market prices)	<u>11,207,829</u>	-	<u>11,207,829</u>

3.4 Credit and counterparty risk

The Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when due, including transactions with counterparties such as issuers, brokers, custodians and banks.

Impairment provisions are made for losses that have been incurred by the balance sheet date, if any. The Manager has in place procedures for proper credit screening and monitoring of credit risk.

All transactions in quoted securities are settled / paid upon delivery using approved brokers. The risk of default is deemed to be low, as delivery of securities is only made on once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

The Fund's exposure to credit risk arises from cash and cash equivalents and credit exposure to brokers arising from outstanding and committed transactions. The Fund is also exposed to the risk that its assets held with the custodian and counterparties may not be recoverable in the event of default by the custodian and counterparties. The table below summarises the credit rating of banks, custodians and counterparties with whom the Fund's assets are held as at 31 January 2009 and 31 January 2008.

	<u>2009</u>		<u>2008</u>	
	Percentage of NAV %	Moody's credit rating	Percentage of NAV %	Moody's credit rating
The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Ltd	97.75	B+	95.09	B+
DBS Vickers	<u>4.57</u>	Aa1	9.43	Aa1

The maximum exposure to credit risk at the reporting date is the carrying amount of the financial assets.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

*For the financial year ended 31 January 2009***4. Net changes in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss**

	2009 US\$	2008 US\$
Net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
- Realised	(1,741,915)	6,474,373
- Unrealised	(1,549,260)	(3,025,649)
	<u>(3,291,175)</u>	<u>3,448,724</u>

5. Distribution

The Manager does not propose any distribution to unitholders for the financial year ended 31 January 2009 (2008: Nil).

6. Financial assets at fair value through profit or loss

	2009 US\$	2008 US\$
Quoted equities	<u>2,522,780</u>	<u>7,164,000</u>

7. Other receivables

	2009 US\$	2008 US\$
Dividend receivable	<u>1,898</u>	<u>19,499</u>

The carrying amounts of other receivables approximate their fair values.

8. Margin account

Margin account represents the option contracts' margin deposit amount held within a broker. When an option contract is purchased or sold an initial margin is paid to the broker, based on the face value of the contract. Subsequent fluctuations in the value of the contract will result in either calls for payments of additional margin, known as variation margin, by the Fund or the receipt by the Fund of surplus margin and/or unrealised profit.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009***9. Cash and cash equivalents**

For the purpose of the cash flow statement, the cash and cash equivalents for the Fund comprise the following balances with original maturity of less than 90 days:

	2009 US\$	2008 US\$
Cash at bank	<u>1,060,334</u>	3,411,744

Cash and cash equivalents are monies placed with the custodian bank. At the balance sheet date, the carrying amounts of cash and cash equivalents approximate their fair values.

10. Other payables

	2009 US\$	2008 US\$
Redemption payable to unitholders	44,055	436,793
Investment manager fee payable	2,713	9,530
Distributor and agent fee payable	2,374	8,340
Custodian and registrar fee payable	1,574	3,051
Trustee fees payable	849	849
Audit fees payable	28,998	19,624
Fund management fee payable	1,714	4,790
	<u>82,277</u>	482,977

At the balance sheet date, the carrying amounts of other payables approximate their fair values.

11. Related party transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial and operational decisions.

In addition to the related party information shown elsewhere in the financial statements, during the financial year, in the ordinary course of its business, the following transactions took place with the related parties.

(a) Management fee

The Fund is managed by FC Investment Ltd. (the "Manager"), an exempted fund incorporated in Cayman Islands. The Manager receives in return a management fee, calculated at an annual rate of 0.09% on the net asset value of the Fund at each valuation day, payable quarterly in arrears.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 January 2009

11. Related party transactions (continued)

(a) *Management fee* (continued)

The Manager has entered into an investment advisory agreement with Pheim Asset Management (Asia) Pte Ltd (the "Investment Manager"), a fund manager and investment advisor incorporated in Singapore to sub-manage the Fund.

The Investment Manager receives an investment management and performance fees from the Fund. Investment management fees are calculated at an annual rate of 0.8% on the net asset value of the Fund at each valuation day, payable quarterly in arrears and performance fees equal to 10% of the gains of the Fund (whether realised or unrealised) over High watermark for any calendar quarter, computed and payable quarterly basis.

	2009 US\$	2008 US\$
Investment management fee for the year	59,818	127,858
Management fee for the year	6,239	13,563
Performance fee for the year	-	597,175

(b) *Trustee fee*

The Trustee receives trustee fees of US\$10,000 per annum.

(c) *Custodian and administration fee*

The Fund engaged the services of the HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited to provide custodian and fund administration services for a fee. The fees are payable quarterly in arrears at an annual rate of 0.11% of the net asset value calculated and accrued on each valuation date and payable quarterly in arrears.

	2009 US\$	2008 US\$
Custodian and administrator fee for the year	17,470	22,078

As at 31 January 2009, cash at bank of US\$1,060,334 (2008: US\$3,411,744) was placed with the Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited, a related corporation of the Custodian and Administrator. Interest income on these balances for the financial year amounted to US\$4,370 (2008: US\$46,064).

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

11. Related party transactions (continued)*(d) Secretarial and registrar fee*

HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited, a related corporation of the Trustee, is delegated the registrar function and received registrar fees of US\$5,127 (2008: \$6,255) for the year.

12. Net assets attributable to holders of redeemable units

In accordance with the provisions of the Explanatory Memorandum of the Fund, the pricing for listed or quoted investments dealt on any exchange, or over-the-counter market will be made by reference to the last traded price for the purpose of determining net asset value per redeemable units for subscriptions and redemptions and for various fee calculations. In accordance with the Fund's accounting policies detailed in note 2.8, based on the requirement of FRS, long quoted investment positions have been re-valued based on the closing bid prices.

In addition, in accordance with the provisions of the Explanatory Memorandum, the preliminary expenses associated with the organisation of the Fund including government, incorporation charge, legal, accounting and other professional fees and expenses are amortised over a period of sixty months. However, in accordance with FRS, the preliminary expenses have to be expensed in the period when incurred (note 2.7).

The difference between these valuation treatments as prescribed by FRS and the methodology indicated in the Explanatory Memorandum, results in an increase in net asset value of the Fund by US\$32,987 (2008: US\$86,325), of which US\$NIL (2008: US\$20,184) relates to the preliminary expenses being written off and US\$32,987 (2008: US\$66,141) relates to adjustments for bid prices for investment positions as at 31 January 2009. The amount of the adjustment recognised in the income statement is an increase/decrease to loss/profit after tax of US\$53,338 (2008: US\$54,457).

13. Comparative

Transaction costs have been reclassified to confirm the classifications in the current financial year.

Transaction costs in the prior year were included in net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss - realised and unrealised. In accordance with Singapore Financial Reporting Standard 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement, transaction costs have been separately accounted for in the Income Statement. There was no effect on the net assets attributable to holders of redeemable units.

PHEIM-AIZAWA ASIA FUND**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 January 2009*

14. Events occurring after balance sheet date

The Fund holds 300,000 shares of common stocks in Fibrechem Technologies Limited ("Fibrechem") which amounts approximately to \$38,000 representing 1.03% of the net asset value of the Fund as at 31 January 2009. Fibrechem is a manufacturer and seller of chemical fiber products based in China and listed on Singapore Stock Exchange ("SGX").

Trading in the shares of Fibrechem has been suspended from SGX on 25 February 2009 till further notice. Fibrechem traded down to \$0.105 per share before the suspension from \$0.20 on 31 January 2009.

The reasons for the suspension are that certain difficulties have been encountered by Fibrechem and its auditors, in respect of the finalisation of the audit of the Group's trade receivables and cash balances as at 31 December 2008.

The Manager, Investment Manager and Trustee are informed and concluded to write off the counter which represented 0.41% of the net asset value of the Fund as at 27 May 2009 on prudence basis since there is no further update on the counter after the suspension.

15. New accounting standards and FRS interpretations

Certain new standards, amendments and interpretations to existing standards have been published and are mandatory to the Fund's accounting periods beginning on or after 1 February 2009 or later periods and which the Fund has not early adopted. The Fund's assessment of the impact of adopting those standards, amendments and interpretations that are relevant to the Fund is set out below:

Amendments to FRS 32 Financial Instruments: Presentation and FRS 1 Presentation of Financial Statements - Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation(effective for annual periods beginning on or after 1 January 2009).

FRS 32 requires a financial instrument to be classified as a liability if the holder of that instrument can require the issuer to redeem it for cash. The Amendments to FRS 32 and FRS 1 ("the Amendments") require entities to classify certain financial instruments, including puttable instruments, as equity, provided they have particular features and meet specific conditions. The Amendments also require additional disclosures on financial instruments, which have been reclassified from liability to equity, and puttable financial instruments classified as equity.

The Fund will apply the Amendments from 1 February 2009 and will reclassify net assets attributable to redeemable unitholders from liability to equity. The Fund will also provide comparative information that conforms to the requirements arising from the Amendments. There will be no effect to net assets attributable to redeemable unitholders.

(3) 【投資有価証券明細表等】

以下は未監査の参考情報である。

株式

(2009年1月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	CHINA MOBILE	香港	情報・通信	15,000	9.33	140,009.76	9.09	136,369.79	3.69
2	SIN PRESS HLDG	シンガポール	情報・通信	60,000	1.80	107,736.72	1.86	111,596.51	3.02
3	RHB CAPITAL-MYR	マレーシア	金融	100,000	1.55	155,152.09	1.02	102,009.70	2.76
4	INDOFD AGRI RES	シンガポール	不動産	230,000	0.31	71,526.80	0.40	92,103.52	2.49
5	CHINA YUANBANG	シンガポール	不動産	1,200,000	0.26	306,463.74	0.07	87,370.93	2.36
6	CHIP ENG SENG	シンガポール	建設	798,000	0.39	312,940.20	0.11	87,152.50	2.36
7	NTEGRATOR INTL	シンガポール	情報・通信	5,150,000	0.04	216,671.58	0.02	85,219.75	2.30
8	CHN ZAINO INTL	シンガポール	製造	563,000	0.42	235,310.25	0.15	83,846.31	2.27
9	ASTRA AGRO-DMT	インドネシア	農業	86,000	0.61	52,447.74	0.96	82,372.58	2.23
10	SAMPOERNA ARGO	インドネシア	その他製品	793,000	0.10	77,039.60	0.10	81,529.88	2.20
11	HSBC HLDG HKG	香港	金融	10,000	7.54	75,377.94	7.84	78,404.57	2.12
12	PP LSE SUMATRA	インドネシア	農業	294,000	0.30	89,346.00	0.26	77,504.39	2.10
13	SIME DARBY KLE	マレーシア	輸送用機器	50,000	2.89	144,693.76	1.52	76,230.08	2.06
14	PETROCHINA CO H	香港	石油・ガス	100,000	1.58	158,142.07	0.75	75,051.74	2.03
15	SHIN KONG FIN	台湾	保険	314,999	0.55	172,842.26	0.23	72,683.06	1.96
16	INDO TAMBANGRAY	インドネシア	その他製品	78,000	0.71	55,171.82	0.87	67,855.89	1.83
17	GOLDEN AGRI RES	シンガポール	農業	320,000	0.12	38,772.47	0.21	65,660.58	1.78
18	METRO BK&TRUST	フィリピン	銀行	135,000	0.98	132,812.34	0.49	65,547.82	1.77
19	FARGLORY LAND	台湾	不動産	93,000	2.01	187,374.80	0.65	60,361.74	1.63
20	CNOOC LTD	香港	石油・ガス	60,000	1.66	99,319.18	0.88	52,613.59	1.42
21	TENAGA NASIONAL	マレーシア	電力	30,000	2.81	84,341.46	1.64	49,064.45	1.33
22	BUMI RESOUR DMT	インドネシア	鉱業	1,075,000	0.08	84,917.43	0.04	48,176.63	1.30
23	SP SETIA	マレーシア	建設	50,000	1.09	54,556.44	0.91	45,738.05	1.24
24	FILINVEST LAND	フィリピン	不動産	5,000,000	0.03	135,137.09	0.01	44,331.86	1.20
25	HYUND HEAVY IND	韓国	工業	300	402.95	120,884.70	144.97	43,490.87	1.18
26	RAMAYANA DMT	インドネシア	商業	1,000,000	0.07	69,942.33	0.04	40,421.79	1.09

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
27	DALIAN PORT P H	香港	石油・ガス	150,000	0.62	92,818.87	0.27	40,040.49	1.08
28	FIBRECHEM TECH	シンガポール	化学	300,000	0.53	160,238.82	0.13	39,714.06	1.07
29	ROYAL ORCHI DMT	インド	サービス	47,000	3.45	162,237.71	0.83	38,942.31	1.05
30	KIAN JOO-MYR	マレーシア	製造	120,000	0.38	45,855.60	0.32	38,586.28	1.04
31	TAMBANG BAT BUK	インドネシア	鉱業	57,000	0.56	31,857.60	0.65	37,065.03	1.00
32	ZIJIN MINING H	香港	鉱業	68,000	0.09	5,856.47	0.54	36,566.45	0.99
33	SINO TECHFIBRE	シンガポール	化学	300,000	0.36	108,469.03	0.12	35,742.65	0.97
34	CDL HOSPITALITY	シンガポール	不動産	80,000	0.47	37,224.01	0.43	34,418.85	0.93
35	RIZAL COMM BK	フィリピン	銀行	168,000	0.46	77,650.65	0.20	32,982.90	0.89
36	CHINA SPORT INT	シンガポール	その他製品	380,000	0.41	155,023.07	0.09	32,697.91	0.88
37	SUNSHINE HLDG	シンガポール	不動産	1,400,000	0.12	174,332.11	0.02	27,799.84	0.75
38	GAIL INDIA DMT	インド	都市ガス	6,750	5.85	39,492.96	3.99	26,928.19	0.73
39	KB FINANCIAL GR	韓国	証券	1,000	67.16	67,158.06	26.82	26,819.37	0.73
40	BHARATI SHIPYAR	インド	海運	20,000	1.57	31,489.58	1.31	26,207.04	0.71
41	DIALOG GROUP	マレーシア	建設	100,000	0.10	10,319.91	0.25	24,670.82	0.67
42	UNIVER ROBINA	フィリピン	食品	163,000	0.36	58,209.45	0.15	24,431.07	0.66
43	NATL FERTIL DMT	インド	農業	42,000	1.60	67,104.03	0.52	21,738.95	0.59
44	FIRST FIN HLDG	台湾	銀行	50,600	0.65	33,007.81	0.42	21,241.83	0.57
45	WCT	マレーシア	建設	68,000	0.43	29,286.63	0.29	19,980.60	0.54
46	SUMMARECON DMT	インドネシア	不動産	1,400,000	0.06	90,195.31	0.01	19,683.66	0.53
47	TA ANN HLDGS	マレーシア	建設	20,000	1.72	34,422.16	0.78	15,523.22	0.42
48	KRUNG THAI B FR	タイ	銀行	100,000	0.25	25,337.25	0.14	13,666.90	0.37
49	CIPUTRA PPTY	インドネシア	不動産	641,500	0.01	7,847.95	0.01	7,610.06	0.21
50	TUNGDA INNOV LI	香港	その他製品	6,000,000	0.09	519,717.20	0.00	0.00	0.00
51	DATAMAT FR	タイ	精密機器	18,000,000	0.03	539,844.51	0.00	0.00	0.00

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年5月末日現在)

	米ドル	千円（ を除く ）
資産総額	5,637,932	543,948
負債総額	286,703	27,661
純資産総額（ - ）	5,351,229	516,287
発行済口数	37,604口	
純資産価格（ / ）	142.30	13,729円

第5 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (自 2004年2月4日 至 2005年1月31日)	904,807 (904,807)	102,048 (102,048)	802,759 (802,759)
第二会計年度 (自 2005年2月1日 至 2006年1月31日)	11,686 (11,686)	466,490 (466,490)	347,955 (347,955)
第三会計年度 (自 2006年2月1日 至 2007年1月31日)	1,323 (1,323)	243,959 (243,959)	105,319 (105,319)
第四会計年度 (自 2007年2月1日 至 2008年1月31日)	2,636 (2,636)	41,533 (41,533)	66,422 (66,422)
第五会計年度 (自 2008年2月1日 至 2009年1月31日)	1,242 (1,242)	27,859 (27,859)	39,805 (39,805)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

第三部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りです。

2004年8月19日	資本金額：11,500万円
2009年2月17日	資本金額：5,000万円

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2009年5月末日現在、以下のとおり、公募投資信託19本および私募投資信託3本の管理・運用を行っています。

(2009年5月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	12	196,673,054.16 米ドル
		7	20,926,161,024 円
ケイマン	私募	1	13,301,280.21 米ドル
		1	16,215,601.30 カナダドル
		1	361,561,378 円

3【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、監査人であるKPMG AZSA & Co.の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

FCインベストメント・リミテッド

貸借対照表

2007年及び2008年8月31日現在

（日本円で表示）

	注記	当期	前期
流動資産			
現金および現金等価物	2	112,032,997	278,573,883
売掛金	4	16,112,270	20,447,020
営業投資有価証券	2・3	387,002,512	100,000,000
その他の流動資産		11,213,026	-
流動資産合計		526,360,805	399,020,903
固定資産			
投資有価証券	2	10,000,000	10,000,000
固定資産合計		10,000,000	10,000,000
資産合計		536,360,805	409,020,903
負債			
未払金	8	1,956,333	2,430,478
負債合計		1,956,333	2,430,478
純資産			
株式資本	5	115,000,000	115,000,000
利益剰余金		419,020,472	291,590,425
その他有価証券評価差額金		384,000	-
純資産合計		534,404,472	406,590,425
負債及び純資産合計		536,360,805	409,020,903

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

FCインベストメント・リミテッド

損益計算書

2006年9月1日から2007年8月31日及び
2007年9月1日から2008年8月31日
(日本円で表示)

	注記	当期	前期
収 益			
管理報酬		199,042,416	177,395,420
営業投資損益	7	(31,061,488)	(1,932,500)
受取利息		189,401	201,963
受取配当金		540,000	-
		168,710,329	175,664,883
費 用			
支払手数料	8	20,236,703	21,878,604
法務および専門家報酬		3,628,622	2,417,446
アドバイザー報酬		3,474,690	4,293,030
支払給与		3,024,210	2,862,020
銀行手数料		521,111	464,843
為替差損		2,243,902	658,198
支払利息		6,868,046	-
その他の営業費用	9	1,282,998	2,713,801
		41,280,282	35,287,942
当期利益		127,430,047	140,376,941

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

株主持分変動計算書

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2007年9月1日現在の残高	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
発行済株式	-	-	-	-
当期利益	-	127,430,047	-	127,430,047
有価証券評価差額金	-	-	384,000	384,000
2008年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

2006年9月1日から2007年8月31日までの期間

（日本円で表示）

	株式資本	未処分利益	有価証券 評価差額金	合計
2006年9月1日現在の残高	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
発行済株式	-	-	-	-
当期利益	-	140,376,941	-	140,376,941
有価証券評価差額金	-	-	255,745	255,745
2007年8月31日現在の残高	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>-</u>	<u>406,590,425</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FC インベストメント・リミテッド

注 記

（日本円で表示）

1. 会社概要

当社は、ケイマン諸島において2003 年9 月9 日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2. 重要な会計方針

(a)財務書類作成の基礎

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。

財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b)営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(c)投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d)現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金から成る。

(e)外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含まれる。

3. 営業投資有価証券

	今期	前期
FC Jグランドファンド クラスA	120,864,000	-
FC アントレプレナーファンド	100,000,000	100,000,000
その他の営業投資有価証券	166,138,512	-
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4. 売掛金

	今期	前期
管理報酬	16,112,270	20,447,020

5. 株主資本

	今期	前期
授權済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000
発行済および払込済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在	115,000,000	115,000,000

6. 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。
当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

7. 営業投資損益

	今期	前期
FCグローバルトラストSVI-SUBファンド	-	(1,932,500)
その他の営業投資有価証券	(31,061,488)	-
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8. 関係会社間取引

	今期	前期
親会社への未払金	-	87,121
親会社への支払手数料	1,843,432	1,812,899

9. その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	今期	前期
退職金	321,480	-
通信費	276,437	289,244
賃借料	263,032	273,728
租税公課	210,000	-
保険料	140,817	-
旅費交通費	62,072	199,413
雑費	9,160	1,951,416
	<u>1,282,998</u>	<u>2,713,801</u>

[次へ](#)

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of 31 August 2008 and 2007
(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Current assets			
Cash and cash equivalents	2	112,032,997	278,573,883
Accounts receivable	4	16,112,270	20,447,020
Operational investment securities	2・3	387,002,512	100,000,000
Other current assets		11,213,026	-
Total current assets		526,360,805	399,020,903
Long-term investments			
Other investment securities	2	10,000,000	10,000,000
Total long-term investments		10,000,000	10,000,000
Total assets		536,360,805	409,020,903
Liabilities			
Accounts payable	8	1,956,333	2,430,478
Total liabilities		1,956,333	2,430,478
Shareholder's Equity			
Share capital	5	115,000,000	115,000,000
Undistributed retained earnings		419,020,472	291,590,425
Net unrealized holding gains on securities		384,000	-
Total shareholder's Equity		534,404,472	406,590,425
Total Liabilities and Shareholder's Equity		536,360,805	409,020,903

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended 31 August 2008 and 2007
 (Expressed in Japanese Yen)

	Notes	Current year	Prior year
Income			
Management fees		199,042,416	177,395,420
Loss from operational investment securities	7	(31,061,488)	(1,932,500)
Interest income		189,401	201,963
Dividends earned		540,000	-
		168,710,329	175,664,883
Expenses			
Fees and expenses	8	20,236,703	21,878,604
Legal and other professional fees		3,628,622	2,417,446
Advisory expenses		3,474,690	4,293,030
Salaries		3,024,210	2,862,020
Bank charges		521,111	464,843
Foreign exchange loss		2,243,902	658,198
Interest expenses		6,868,046	-
Other operating expenses	9	1,282,998	2,713,801
		41,280,282	35,287,942
Net income		127,430,047	140,376,941

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

Current year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	291,590,425	-	406,590,425
Shares issued	-	-	-	-
Net income	-	127,430,047	-	127,430,047
Net unrealized holding gains on securities	-	-	384,000	384,000
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>419,020,472</u>	<u>384,000</u>	<u>534,404,472</u>

Prior year

For year from 1 September 2006 to 31 August 2007

(Expressed in Japanese Yen)

	Share capital	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains or losses on securities	Total
Balance at beginning of year	115,000,000	151,213,484	(255,745)	265,957,739
Shares issued	-	-	-	-
Net income	-	140,376,941	-	140,376,941
Net unrealized holding gains on securities	-	-	255,745	255,745
Balance at end of year	<u>115,000,000</u>	<u>291,590,425</u>	<u>-</u>	<u>406,590,425</u>

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements

(Expressed in Japanese Yen)

1 The Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

2 Significant accounting policies

(a) *Basis of presenting non-consolidated financial statements*

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) *Operational investment securities*

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

(c) *Other investment securities*

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

(e) *Foreign currency translation*

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

3 Operational investment securities

	Current year	Prior year
FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A	120,864,000	-
FC ENTREPRENEUR FUND	100,000,000	100,000,000
Other operational investment securities	166,138,512	-
	<u>387,002,512</u>	<u>100,000,000</u>

4 Accounts receivable

	Current year	Prior year
Management fees	16,112,270	20,447,020

5 Share capital

	Current year	Prior year
<i>Authorised:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000
<i>Issued and paid:</i>		
2,300 shares of JPY50,000 at 31 August	115,000,000	115,000,000

6 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

7 Loss from operational investment securities

	Current year	Prior year
FC GLOBAL TRUST - SVI - SUB - FUND OF FC GLOBAL FUND	-	(1,932,500)
Other loss from operational investment securities	(31,061,488)	-
	<u>(31,061,488)</u>	<u>(1,932,500)</u>

8 Related party transactions

	Current year	Prior year
Accounts payable to the Parent	-	87,121
Fees and expenses to the Parent	1,843,432	1,812,899

9 Other operating expenses

	Current year	Prior year
Other operating expenses include:		
Retirement expenses	321,480	-
Communication expenses	276,437	289,244
Rent	263,032	273,728
Tax and duties	210,000	-
Insurance expenses	140,817	-
Travel expenses	62,072	199,413
Miscellaneous expenses	9,160	1,951,416
	<u>1,282,998</u>	<u>2,713,801</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の中間財務書類は、本国における独立監査人の監査を受けていません。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

FCインベストメント・リミテッド

中間貸借対照表

2009年2月28日現在

(単位：円)

資産の部

流動資産

現金及び預金	19,715,996
売掛金	6,694,029
営業投資有価証券	128,981,992
短期貸付金	5,000,000
その他の流動資産	240,690
流動資産合計	160,632,707

固定資産

投資有価証券	10,000,000
貸倒引当金	(10,000,000)
固定資産合計	0
資産合計	160,632,707

負債の部

流動負債

未払金	1,346,551
負債合計	1,346,551

純資産の部

株主資本

資本金	50,000,000
-----	------------

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	109,286,156
利益剰余金合計	109,286,156
株主資本合計	159,286,156
純資産合計	159,286,156
負債純資産合計	160,632,707

FCインベストメント・リミテッド中間損益計算書自2008年9月1日 至2009年2月28日

(単位：円)

営業収益	
管理報酬	55,939,734
営業投資損益	(49,934,469)
受取利息	505,481
受取配当金	540,000
	7,050,746
営業費用	
支払手数料	6,192,856
役員報酬	1,441,600
アドバイザー報酬	1,441,600
法務および専門家報酬	1,315,430
銀行手数料	400,499
為替差損	3,852,469
匿名組合出資譲渡損	31,149,992
貸倒引当金繰入	10,000,000
その他営業費用	990,616
	56,785,062
中間純利益	(49,734,316)

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、本ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の計算で行為する者との間で、有価証券（受益証券を除きます。）の売買もしくは貸借をなしまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、（ ）当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または（ ）競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5 【その他】

管理会社の定款は、随時、管理会社の定款の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. フェイム・アセット・マネジメント（アジア）ピーティーイー・リミテッド（「投資運用会社」）

（Pheim Asset Management (Asia) Pte Ltd.）

（1）資本金の額

2009年5月末日現在、100万シンガポール・ドル（約6,644万円）

（注）シンガポール・ドルの円貨換算額は、平成21年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝66.44円）によります。（以下同じ。）

（2）事業の内容

フェイム・アセット・マネジメント（アジア）ピーティーイー・リミテッド（「フェイム・シンガポール」）は、1995年1月、シンガポールにおいて免税ファンド運用会社として業務を開始しました。1999年、シンガポール通貨監督庁（「MAS」）による投資顧問会社（ブティック型ファンド運用会社）のライセンスを最初に認められたブティック型ファンド運用会社2社のうちの1社です。その後、2002年3月、完全な投資顧問会社ライセンス（「IAライセンス」）（現在では資本市場サービス（ファンド運用）ライセンスとして知られています。）を認可された最初のブティック型ファンド運用会社となりました。

フェイム・シンガポールの関連会社であるフェイム・アセット・マネジメント・センディリアン・バーハッド（「フェイム・マレーシア」）は、1994年1月、マレーシアにおいてライセンスを認められたブティック型ファンド運用会社として業務を開始しました。フェイム・シンガポールおよびフェイム・マレーシアは、31年の運用経験を有するDr.タン・チョン・コイ氏により創設されました。フェイム・マレーシアの全額出資子会社であるフェイム・ユニット・トラスト・バーハッド（「フェイム・ユニット・トラスト」）は、2002年1月よりマレーシアにてユニット・トラストの運用業務に従事しています。2004年にフェイム・マレーシアは、マレーシアにおいて年間ベスト・ブティック・ハウスを受賞しました。

フェイムは、実績ある独自の投資哲学に基づき、日本を除くASEANおよびアジア地域への投資に重点を置いています。フェイムはまたシャリーア原則および小型株に注目することによってファンド運用の実績をあげています。

フェイムは主としてバリュー投資を採用しています。フェイムは常にフル・インベストメントを行うのではなく、むしろ、市場がピークの時にはエクイティエクスポージャーを整理することで資本を維持し、市場が次に底値を打った時に完全に投資をすることを狙いとしています。

フェイム・シンガポールおよびフェイム・マレーシアの顧客は主に機関投資家（政府機関、政府関連会社、会社、保険資金、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドを含む。）および富裕層の個人顧客からなります。2009年5月31日現在、フェイム・シンガポールおよびフェイム・マレーシアの運用資産は合わせて12億5,000万米ドルです。

2. HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」および「登録事務代行会社」）

(HSBC Trustee (Cayman) Limited)

(1) 資本金の額

2009年5月末日現在、130万米ドル（約1億2,542万円）

(2) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において有限責任会社として設立されました。受託会社は、銀行および信託会社法（2007年改正）に基づき非制限信託会社の免許、および、法律に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けており、CIMAの規制を受けています。

3. HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（シンガポール）・リミテッド（「保管銀行」および「管理事務代行会社」）

(HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Ltd.)

(1) 資本金の額

2009年5月末日現在の発行済払込株式資本は5,150,000シンガポール・ドル（約3億4,217万円）

(2) 事業の内容

ファンドの管理事務、退職金制度、法定のプロビデント・ファンド、国際的な投資の保管業務等包括的な業務を、法人顧客に対して提供しています。

4. 藍澤證券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

(Aizawa Securities Co., Ltd.)

(1) 資本金の額

2009年5月末日現在、80億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

1. フェイム・アセット・マネジメント（アジア）ピーティーイー・リミテッド（「投資運用会社」）

(Pheim Asset Management (Asia) Pte Ltd.)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供します。

2. HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」および「登録事務代行会社」）

(HSBC Trustee (Cayman) Limited)

ファンドの受託会社および支払代行業務、管理事務代行業務（純資産価格の計算を含みます。）、記帳業務ならびに管理会社との信託証書に基づくその他の業務を行います。

受託会社は、受託会社および登録事務代行会社業務の一部を、保管銀行および管理事務代行会社であるHSBCインターナショナル・トラスティ（シンガポール）リミテッドに委託しました。受託会社は、保管会社を任命する目的で、ファンド資産を安全に保管すること、および信託証書に基づく義務の管理会社の遵守をモニターすることについて、責任を負います。各サブ・ファンドの資産および負債は分離され、一定の場合を除き、当該サブ・ファンドの受益者に対してのみ帰属します。

3. HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（シンガポール）・リミテッド（「保管銀行」および「管理事務代行会社」）

(HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Ltd.)

保管業務および管理事務代行業務を行います。

4. 藍澤證券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

(Aizawa Securities Co., Ltd.)

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行信託会社法、会社管理法または地域会社（管理）法の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ボンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4．投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

- (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまはするように意図している場合。

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2007年改訂）（改正済）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2007年改訂）（改正済）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2007年改訂）（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）（改正済）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）（改正済）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。

- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2007年改訂）（改正済）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。

(vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。

(viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。

(d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。

(e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

(c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

(a) 第8.15項の義務に従わない場合、または

(b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、

CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2007年改訂）（改正済）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係法、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係（保護）法（1995年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2007年改訂）（改正済）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）（改正済）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、どの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2007年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。

- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2008年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50パーセントを超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15パーセントを超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート Ⅵ は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所

- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。

(xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。

(xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第 4 【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成20年 7 月31日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第 4 期）

平成20年10月31日 半期報告書（第 5 期中） / 有価証券届出書の訂正届出書 / 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

フェイム - アイザワ アジア中小型株ファンドの受益者各位

財務諸表に関する報告

当監査法人はフェイム-アイザワ アジア中小型株ファンド（以下「ファンド」という）の2008年1月31日現在の貸借対照表、同日をもって終了する事業年度の損益計算書、受益者資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の概要及び注記からなる財務諸表の監査を行った。

財務諸表に対する管理会社の責任

管理会社はシンガポール財務報告基準の規定に従った本財務諸表の作成責任を有している。この責任には、故意・過失によらず重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および公正表示に関する内部統制の策定・実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、並びに現状において妥当な会計上の見積りの計上が含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することである。当監査法人はシンガポールの監査基準に従って監査を実施した。当該基準により、財務諸表に重大な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人は監査を立案・遂行し、倫理要件を遵守することが求められている。

監査には財務諸表上の金額および開示内容に関する監査信憑を取得する手続きの実施が含まれている。選択する手続きは当監査法人の判断によって決まり、その判断には、故意・過失によらず財務諸表上の重大な虚偽記載がないかどうかのリスク評価が含まれる。財務諸表の虚偽記載のリスクを判定する際、適切な監査手続きを策定するために、当監査法人は財務諸表の作成および公正表示に関するファンドの内部統制について考慮するが、ファンドの内部統制の有効性に関する見解を表明するためではない。当該監査手続きは、管理会社が採用した会計方針の適切性及びその適用方法、並びに会計上の見積りの妥当性評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

当監査法人は、取得した監査信憑は監査の結果として意見表明のため根拠資料となるのに十分かつ適切であると考えている。

見解

添付の財務諸表は、シンガポール財務報告基準に準拠してフェイム-アイザワ アジア中小型株ファンドの2008年1月31日現在の信託財産状況並びに同日をもって終了する事業年度の損益状況およびキャッシュ・フローに関して、公正かつ真正な見解が示されているものと認められる。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島、2008年7月23日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR ' S REPORT
TO THE UNITHOLDERS OF PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

Report on the financial statements

We have audited the financial statements of Pheim-Aizawa Asia Fund (the "Fund") set out on pages 3 to 20 which comprise the balance sheet as of 31 January 2008, the income statement, the statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable units and cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management ' s responsibility for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Singapore Financial Reporting Standards. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance as to whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by Management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as of 31 January 2008, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Singapore Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands, 23 July 2008

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書
フェイム-アイザワアジア中小型株ファンドの受益者各位

財務諸表に関する報告

当監査法人は、添付のフェイム - アイザワ アジア中小型株ファンド（「当ファンド」）について2009年1月31日現在の貸借対照表及び同日終了年度の損益計算書、買戻可能純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の要約とその他注記を監査した。

財務諸表についての管理会社の責任

管理会社はシンガポール財務報告基準に準拠して本財務諸表を作成し公正に表示する責任がある。この責任に含まれるものは、故意・過失によらず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制の計画、実施及び維持、適切な会計原則の選択及び適用、並びに現状において妥当な会計上の見積もりの計上である。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は監査に基づき本財務諸表について意見を表明することである。当監査法人はシンガポール監査基準に準拠して監査を実施した。それらの基準により当監査法人は倫理的要件に従い財務諸表に重大な虚偽記載がないかについて合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

監査は財務諸表上の金額及び開示事項についての監査証拠を得る手続きを実行することを含む。手続きの選択は、不正または過失によるかを問わず財務諸表に重大な虚偽記載があるというリスクの評価を含め、監査法人の判断によるものとする。当監査法人は、それらのリスク評価を行うにあたり、組織の内部統制の有効性について意見を表明する目的のためではなく、かかる状況において適切な監査手順を設計するという目的のため、組織による財務諸表の作成及び適正表示にかかる内部統制を検討する。監査ではさらに、適用する会計方針の適切性及び管理会社が行う会計上の見積りの妥当性評価、並びに財務諸表の表示全般の評価等を行う。

当監査法人は入手した監査証拠が、監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信する。

意見

当監査法人は、添付の財務諸表はフェイム - アイザワ中小型株ファンドの2009年1月31日現在における財務状況及び同日終了年度の財務実績及びキャッシュフローをシンガポール財務報告基準に準拠して真正かつ適正に表示していると考えている。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2009年7月9日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE UNITHOLDERS OF PHEIM-AIZAWA ASIA FUND

Report on the financial statements

We have audited the accompanying financial statements of Pheim-Aizawa Asia Fund (the "Fund") set out on pages 3 to 26 which comprise the balance sheet as of 31 January 2009 and the income statement, statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable units and cash flow statement for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other related notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with the Singapore Financial Reporting Standards. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as of 31 January 2009, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Singapore Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands, 9 July 2009

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

FC インベストメント・リミテッドの株主各位

当監査法人は、FCインベストメント・リミテッドの2006年9月1日から2007年8月31日に終了する会計期間および2007年9月1日から2008年8月31日に終了する会計期間の日本円に換算された貸借対照表及び損益計算書並びに株主持分変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメント・リミテッドの2007年及び2008年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

KPMG AZSA & Co

東京

2008年12月26日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the related income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the results of it's operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(KPMG AZSA & Co.)

Tokyo, Japan
December 26, 2008

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)